

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成20年 9 月 9 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 発議第 1 号 愛西市議会会議規則の一部改正について
- 日程第 2 議案第35号 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第36号 愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第37号 愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第38号 愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第39号 愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第40号 愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第41号 海部津島土地開発公社定款の変更について
- 日程第 9 議案第42号 平成20年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第10 議案第43号 平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第11 議案第44号 平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第12 認定第 1 号 平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 2 号 平成19年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 3 号 平成19年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 4 号 平成19年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 5 号 平成19年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 6 号 平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 7 号 平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 8 号 平成19年度愛西市水道事業決算認定について
- 日程第20 報告第 1 号 平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第21 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（30名）

1番	前田 芙美子 君	2番	鷺野 聡明 君
3番	三輪 久之 君	4番	日永 貴章 君
5番	吉川 三津子 君	6番	榎本 雅夫 君
7番	岩間 泰彦 君	8番	田中 秀彦 君
9番	村上 守国 君	10番	真野 和久 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	八木 一 君
13番	近藤 健一 君	14番	小沢 照子 君
15番	後藤 和巳 君	16番	堀田 清 君
17番	加藤 和之 君	18番	古江 寛昭 君
19番	大島 功 君	20番	大宮 吉満 君
21番	永井 千年 君	22番	黒田 国昭 君
23番	中村 文子 君	24番	加藤 敏彦 君
25番	加賀 博 君	26番	宮本 和子 君
27番	石崎 たか子 君	28番	佐藤 勇 君
29番	太田 芳郎 君	30番	柴田 義継 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木 忠男 君	副市長	山田 信行 君
教育長	五富利 清彦 君	会計管理者	中野 正三 君
総務部長	水谷 洋治 君	企画部長	石原 光 君
収納担当部長	水谷 正 君	教育部長	藤松 岳文 君
経済建設部長	篠田 義房 君	上下水道部長	飯田 十志博 君
市民生活・保健部長	加藤 久夫 君	福祉部長	加賀 和彦 君
消防長	櫻井 義久 君	監査委員	山田 重夫 君
収納課長	高木 栄三 君	事務局長	大鹿 剛史 君
保険年金課長	水谷 辰也 君	財政課長	大鹿 剛史 君
		農業集落排水担当課長	鈴木 幸雄 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	伊藤 忠俊	議事課長	服部 秀三
書記	田尾 武広		

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日、開会前に追加議案として発議第1号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議をいただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（加賀 博君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・発議第1号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（加賀 博君）

日程第1・発議第1号：愛西市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（太田芳郎君）

発議第1号：愛西市議会会議規則の一部改正について、愛西市議会議長 加賀博殿。本日提出の議会運営委員長名でございます。

愛西市議会会議規則（平成17年愛西市議会規則第1号）の一部改正を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

はねていただきまして、愛西市議会規則第1号 愛西市議会会議規則の一部を改正する規則。

愛西市議会会議規則（平成17年愛西市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7章第157条第1項中「法第100条第12項」を「法第100条第13項」に改めるものであります。

提案理由といたしまして、これは地方自治法の改正によりまして項ずれが生じたものでありまして、この規則は公布の日から施行するものであります。

以上であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（加賀 博君）

次に、発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

発議第1号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、発議第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第1号について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

全員起立であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第35号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第2・議案第35号：株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

8番・田中秀彦議員。

○8番（田中秀彦君）

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う改正ということですが、これは私の聞いた範囲でございますと、国民金融公庫とか中小企業金融公庫、その他関連公庫が統合されて株式会社日本政策金融公庫ということに一本化されたということですが、これはいつから施行されるわけでございますか。まず1点。

○総務部長（水谷洋治君）

ことしの10月1日からの施行ということでございます。

○8番（田中秀彦君）

これは、過去の政府機関の何か五つか四つか知りませんが統合されたと聞いておりますが、その公庫の名前をお知らせください。

○総務部長（水谷洋治君）

この関係につきましては、政策金融改革によりまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫と、あと国際協力銀行が解散されまして、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫が設立されたことでございます。以上です。

○8番（田中秀彦君）

この株式会社といいますと、当然株主その他がおるわけだと思いますが、それから利益が出た場合には納税義務が発生するということになると思うんですが、その点と、それからこれに移行することによって、本市にどのような影響があるのかどうか、一遍お尋ねしたいと思いますが。

○総務部長（水谷洋治君）

本市の影響というんですか、私どもとしてはこういうような読みかえがされて、このようなことで統一がされていくということございまして、利益が生じた場合のことを御質問されておりますけれど、これは先ほども言いましたように、国の金融改革の一環でこういうようなことがなされてきているということで理解しておりますので、その点で御理解がいただきたいと存じます。

○議長（加賀 博君）

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第36号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第3・議案第36号：愛西市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○24番（加藤敏彦君）

公益法人への派遣ということですが、条例の一部改正ですけれども、具体的に愛西市で公益法人に派遣をされている該当者はいるのか。

また、愛西市全体として派遣の状況はどうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

この関係でございますけれど、市職員が派遣できる団体といたしましては、この条例の第2

条第1項の規定で定めております社会福祉法人愛西市社会福祉協議会と、あと財団法人愛知県市町村振興協会となっております。本市からにおきましては、平成19年度と20年度の2年間の予定で、現在1人を財団法人の愛知県市町村振興協会へ派遣をいたしております。この派遣につきましては、市長会に属する市職員から4人と、町村会に属します町村職員から2人で、県内市町村の研修を行うために協会に派遣をいたしまして、研修センターで勤務をしておるところでございます。以上です。

**○議長（加賀 博君）**

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

それでは、今とりあえず2カ所について派遣ができるということで答弁がありました。いわゆる市町村振興協会については職員の研修目的での派遣というふうに理解してよろしいですか。

もう一つ、社会福祉協議会への派遣があるということですが、現実的に旧4町村時代には社会福祉協議会へ事務局長等派遣をしていたということがあると思いますけれども、愛西市の現在の状況の中では、先ほどの答弁でも派遣ということは出されていないと思うんですが、今後、社会福祉協議会への派遣の問題や、あるいはこの2カ所以外への職員の派遣、例えば愛知県とか、そうしたところへの派遣等を含めて、どんな場合にそういったものが必要となってくるのかという基準等がもしあれば、その点も含めて答弁をお願いします。

**○総務部長（水谷洋治君）**

今議員申されていますように、旧町村時代におきましては、例えば社会福祉協議会とか土地改良課というところもあったというふうに理解しております。今回、この制度の職員の派遣に当たりましては、その業務の全部とか、また一部が市の事務、または事業と密接な関連を有するものでありまして、なおかつ市がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるものについては、条例で定める団体において派遣することになっております。したがって、今現在の条例といたしましては、振興協会と社会福祉協議会でございますけれども、この条例を一部改正することによって、一部改正が認められれば、今言いました社会福祉法人とか商工会、土地改良等への派遣は可能ということで理解をいたしております。いずれにしても、現在は二つの法人ではございますが、改正することによって生まれてくるものと理解をいたしております。以上です。

**○10番（真野和久君）**

今答弁の中で、今回のいわゆる公益法人から公益的法人という形になった場合に、新たに商工会や社会福祉協議会に派遣できるようになるという話がございました。一応その規定としては、今答弁で、いわゆる業務の一部、あるいは全部が市と密接にかかわるとした場合、そういうところにしか派遣できないのは当然だと思いますが、具体的にどういう場合に、例えば社会福祉協議会であれば事務局長という形で、全体を統括するような立場で派遣をしていたわけですか。そうしたことがあったわけですが、今後、そういったことが本当に必要となつ

てくるのかどうかとか、あるいは具体的にどんな場合に、例えば土地改良、あるいは商工会等に派遣をするということが考えられるのかについてはどうでしょうか。

○副市長（山田信行君）

現在のところでは、そういった団体からの要請とかそういったものはございませんので、将来に向けてこの派遣の運用とか取り扱いの関係につきましては、もう少し細部を煮詰めていきたいと、そのように考えているところでございます。

○10番（真野和久君）

具体的になっていないということで、将来に向けてという話でありましたが、先ほど要請があればという話でしたが、そうした要請がある可能性はあるんですかね。あまり団体とか社会福祉協議会、それぐらいしか僕知らないものですから、そういう場合だと事務局長というのは統括すべき立場への要請ですよね。そうしたことがあった場合に、その団体の独自性の問題とか、いわゆる負担の問題等を含めて、どういうふうになっていくのかというのはやはり疑問というか、明確にならないとまずいと思うんですが、そうした点はどうでしょうか。

○副市長（山田信行君）

御指摘のありました社会福祉協議会だとかシルバー人材センター、そういったところには旧町村時代の職員OBが既に正職員として張りついておりますので、今のところ、そういった団体につきましても十分自主運営、独立した運営がなされておりますので、将来にわたっても、当分の間はこういったところはないものと考えております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第37号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第4・議案第37号：愛西市市江地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

10の施設についての条例であります。集団的、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときと、この判断材料がどのように行われるのかと。警察の情報提供に一方的に頼るのか、それとも自主的に判断するののかというところが本条例の運用では問われてくるだろうと思いますが、例えば警察庁の文書によりますと、この準構成員の場合については、構成員であることが明確に認定できる場合と異なり、暴力団との関係の対応、程度などがさまざまであることから、漫然と準構成員であるといった情報提供をしないと。構

成員とほぼ同視し得ると確実に言えるか否かを個別に判断すると言っているんですね。つまり、これは私自身も経験があるんですけど、結局暴力団員というのは、暴力団がこれが構成員であると言って警察に提供するというのが暴力団員であって、それ以外はすべて準構成員と言っているけれども、実際に例えば経済活動を担っているのは企業舎弟とも言われる準構成員が多いと思うんですね。また、そういったところが今回のような利益を目的とした会場使用ということにつながってくると思います。したがって、この条例の運用については、警察だよりで警察に聞くということだけでは、実際には構成員かどうかわからないような形のものが多いと考えられますので、市として独自の判断基準というものを、このように条例に入れる以上は、持たなければならないのではないかと。そういう判断基準をきちっと定めていくという考え方はあるのかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

この関係で、今議員が申されております見きわめの関係でございますけれど、今言われていますように、服装とか態度、また見た目での判断というのは大変危険であるし、またできるものではないと思っております。申請時におきます聞き取りとか、団体名、あと住所・氏名、総合的に判断しなければならないということは考えておりますけれど、暴力団に關します情報等は全く持ち合わせていないというのが現状でございます。警察と連携を密にして確認していくことになろうかと思っておりますけれど、いずれにいたしましても初めての方の申請とか、また団体、いかがわしい団体の申請書類におきましては、地域相談員にも相談をしながら、時には警察にも御協力いただかなければ対処ができないということも書いておりますし、またあるところによりますと、直ちに判断ができない場合においては、仮受け付けをして審査してからでもいいよということも聞いておりますし、また施設にあくまでそういうようなことを防止するというようなチラシも必要ではないかというようなことで、総体的なこととしては今のところ考えておるところでございます。以上です。

○21番（永井千年君）

私も暴力団にそんなに詳しいわけじゃありませんが、かつて産廃の運動をやったときに、暴力団かどうかというのを直接警察に何度か尋ねたことがありますけど、構成員であるということが明確な場合は除いて、それ以外は一切言わないと。個人で聞いた場合にね。警察と市役所との関係でいえば、そういうグレーゾーン、準構成員の部分、暴力団本体とのつながりについて、適切な情報を得られるというふうな見通しはあるのでしょうか。

これは、先ほど僕が読み上げました警察の文書によると、その辺もなかなか難しいなあという気がするんですけど、その辺は、これ一斉にいろいろと制定されている条例だと思いますので、当然説明も受けてみえると思いますが、その辺どうなんでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

この関係につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれど、県の警察OBの方にも現在お務めをいただいております。その方におきましては、長年暴対局でのお勤めございまして、そういうような知識も十分お持ちでございますし、また今回、私どもの担当者会におき

まして、こういうような、例えば東京のホテルとかそういうようなところで暴力団を排除するためということで防止しているがために、やがてはこういう私どもの使用料等の低コストのところへも流れてくるんじゃないだろうかとかというようなことで、今回、このような防止的な項目を入れなさいという指導もあったわけでございます。

そういうような中で、私どもとしては、今議員が言ってくださったように、情報というのは全くないわけですね。そういうような中で、皆の力をいただきながら、今言いましたように、ちょっと危ういなと思うような場合は仮受け付けをして、慎重に対処していくと。ただ、こういうことをやったことによって、半分お守り的な存在というのも踏まえまして、先ほども申しましたように、指導の方でも暴力団排除をするんだという張り紙もということも受けておりますので、そういうような中で慎重に対処していきたいと、このように考えておる次第でございます。よろしく申し上げます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第38号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第5・議案第38号：愛西市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、通告に従って質問します。

今回、法改正によって民法からの適用が削除ということになりました。現在、愛西市の中でも幾つかの地縁団体があると思うんですけども、その数とかの状況と、それからもう一つ、この法改正によってどんな影響があるのかについて説明をお願いします。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、私の方からは愛西市の地縁団体の数について述べさせていただきたいと思いません。

現在、愛西市内におきましては、54の地縁団体があるわけでございます。その中で、地区別に申し上げますが、佐屋地区におきましては13団体、そのうち合併後におきまして2団体が設立されておりまして、現在13団体でございます。立田地区におきましては、全体で16でございますが、合併後におきましては3団体になっておりまして、合わせて16でございます。八開地区におきましては7団体、あと佐織地区におきましては18団体ということで、54団体ある中で、合併後には5団体というようなことでございます。

私の方からは、そういうふうなことでお願いいたします。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

この法によりまして影響と言われますが、この印鑑登録につきましては認可地縁団体が法人格を得まして、不動産等の取得をするために印鑑登録を行うものでございますので、この法の改正によりまして何ら影響はないと、このように理解をしております。

○10番（真野和久君）

ただいま54団体ということですが、地縁団体というとはぼっと浮かぶのは、これまで議会の中でもいろいろ提案されたのは、いわゆる共有地ですね。これまで戦後、地方自治体にある意味預ける形になっていたものを、法改正によって自分たちが持てるようになったのでという形で返還をするというようなどころでの、例えば公民館とかそういったものを共有しているということしかちょっと思い浮かばないんですけれども、そういった公民館を共有するような町内会的な存在以外にも何かあるんですかね。そうしたものについてちょっと説明していただけるといいんですが。

○総務部長（水谷洋治君）

この関係につきましては、今議員が申されたように、公民館とか、また従来からその町内がお持ちになってみえた不動産、例えば各町内単位でいきますと、通常で言う火葬場とか、地区によっては水路敷とか、一部不動産をお持ちになってみえるところもございます。そういうようなどころにおきましては、現在はそういう共有者の方のお名前になっていたのが、今後、先のこととはわからないということで、またこういう地縁団体ができまして、そういう所有権の保有の方向で指導をしてきた経緯がございますけれど、公民館以外におきましては、あとその町内がお持ちの不動産とか水路とか、そういうようなどころが一般的なものということで私どもは理解をいたしております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

8番・田中秀彦議員。

○8番（田中秀彦君）

ちょっと地縁団体の具体的なことでお聞きしたいんですが、当然組成しますときに定款とか、それから法務局へ代表者を登録して登記をいたしますね。それで、当然これは普通我々の方ですと自治会というのが組成されておまして、そこの中の代表者が一番最初に法務局へ登記されておるわけですね。当然自治会長は2年に1遍とか1年に1遍とか、かわっていくわけなんですけど、前にお聞きしたところによりますと、別に法務局の登記の代表者はかえなくても、仮代表者といいますか、そういうことでいいんだというようなことで、ここに書いてありますように、要するに一々代表者がかわったから登記をしなくてもいいということで理解してよろしいわけですか。

○総務部長（水谷洋治君）

この登記の関係につきましては、法務局ではございません。これは市町村役場でございまして、愛西市の場合は総務課の方でやっております、ただ印鑑登録におきましては市民課の方で対応となっております。

また、代表者がかわってそのままいいかというお話でございますけど、私どもといたしましては、代表者がかわられれば速やかにその時点で代表者の変更願を出していただきたいというようなことは、行政指導としてやっておるところでございます。以上です。

**○8番（田中秀彦君）**

失礼しました。地縁団体は法務局に登記は必要なかったです。市の方へ届け出ていいということなんですが、代表者は当然年々自治会長がかわっていくと。そうした場合に、代表者が地縁団体の長になっておるというやり方が一般的、我々の方ですとそういうふうになっておるわけですね。そうしますと、当然自治会長がかわった場合には代表者がかわることなんですが、そういう場合には普通でいけば届け出をなさいという指導をしておるといいますか。

**○総務部長（水谷洋治君）**

これまで、つい最近というか、されたところにおきましては、私どもお願いしておるわけなんですけど、過去に大分、10年来からおやりになってみえるところにおきましては、当然自治会の申し合わせ事項で、今回私からあなたにかわるんだから、役所の方へ変更願を出してくださいよという自治会同士の申し合わせのもとに、私の方が仮に連絡しなくても出てくる体制になっておりますが、それだけではいけませんので、平等性を保つためにも、かわった場合は変更届を出してくださいということでやっております。

**○議長（加賀 博君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第39号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第6・議案第39号：愛西市八開総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

議案第39号の件につきまして質問させていただきます。

八開、立田の保健センターで乳幼児健診等がなくなったことに対しては、かなりたくさんの方から批判の声が届いているわけなんですけれども、やはりきちんとあそこがなぜそういった健診がされなくなったかということは、もう少ししっかりと説明責任を果たさなければいけな

いのではないかというふうに私は考えております。

そこで、40号の立田の保健センターの件にもかかわることなんですけれども、合併前、そして合併後、そしてこの指定管理者制度導入によって今後の運営がどう変わっていくのか、それについて1点お伺いしたいと思います。

それからもう1点につきましては、指定管理者制度を導入するに当たって、何らかのメリットがなければする必要がないわけなんですけれども、デメリットもあると思いますが、どのようなメリット・デメリットを考えてこの指定管理者制度導入の判断をされたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

八開の総合福祉センター、並びに立田の保健センターの運営がどう変わるかということでございますが、現在、八開の総合福祉センターにつきましては、第2わかば園並びに社会福祉協議会の八開の支所が利用しておるところでございますが、かぎのあけ閉めなど、日常の管理につきましては社会福祉協議会八開支所の職員が行っておりますが、維持管理契約、あるいは保守点検の立ち会い、それから支払い事務等につきましては社会福祉課の職員が行っているところでございます。

また、立田の保健センターにつきましては、第1わかば園並びに本年の4月から社会福祉課の方で委託をしております障害者地域生活支援センター、こちらの立田の社会福祉会館の一室を借りて事業を運営しておったわけなんですけれども、いろいろ相談者等が多いこともかんがみまして、この4月から立田の保健センターの方へ移ったわけでございますが、日常の管理等につきましてはわかば園の職員、一部シルバーにお願いしておる部分もありますが、基本的にはわかば園の職員が行っておるところでございますが、維持管理契約並びに保守点検の立ち会い、支払い事務等につきましては社会福祉課の職員が行っているところ。両者がお互いに協力しながらやっているというのが現状でございますが、今後、指定管理を導入した暁には、すべてのことにつきまして指定管理者の方でやっていただくということになろうかと思っております。

メリットでございますが、八開の総合福祉センターの関係ですけれども、社会福祉協議会、それぞれの支所等も置きまして事務を進めておるわけなんですけれども、できましたらこちらの方に本部の事務局だけでも統合していきたいと、そんなような考えを持っているところでございます。

そして、2階の会議室等につきましては、現在、一部の社会福祉協議会の団体等が利用しておりますが、利用が非常に少ないということもございまして、こちらの方も社会福祉協議会の各種団体、あるいはボランティアグループなんかの活動に活用していただければ、施設の有効利用につながるのではないかとこのように思っておりますし、市としても管理の人件費が削減できるのではないかとこのように考えております。

それから立田の保健センターでございますが、先ほど申し上げましたように、市の委託事業であります障害者地域生活支援センターが入っておりますが、現在、月曜日から金曜日というような開館日でございます。障害者の就業を円滑にするためには、やはり土曜日ですとか祝日

ですとか、そういった土・日も勤務するような場所等にも就業している障害者の方もいますので、相談日の幅を広げるといような意味で、土・日とか祝日なんかも開館をしていけたらというようにことを思っておりまして、利用者の就労支援の向上等に努めるためにも、市の管理からこの事業を委託している法人等に管理を委託した方が効果的ではないかというようにことを考えて、今回の提案とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○5番（吉川三津子君）

そうすると、この指定管理者制度導入は公募はせずに、今の団体にそのまま指定管理者をお願いするという形ではないかというふうに理解したんですけど、その辺はそれでよろしいですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

一応公募が原則ということは承知をしておりますが、事業の運営等の継続性等も考えまして、議員おっしゃるような形で進めていけたらと思っております。

○5番（吉川三津子君）

今、私もこの民の活力を使った民間委託に反対の立場ではないんですけれども、常々申し上げているのは、NPOとかいろんな団体を、社会福祉協議会にお任せするのではなくて、市が直接そういった団体と関係を持ちながら、そういった方々の考えを行政運営に生かしていく必要があるのではないかという考えを持っているんですね。ですから、今のお話ですと、この各種団体の活動の場とか、そういったところが社会福祉協議会にお任せの形に今もなっているんですけれども、市との連携とかそういったところへのかかわりが大変薄いと思うんです。その辺について、NPOとかそういう団体については総務の管轄になったかと思うんですけれども、ここにそういった拠点を設けられるとなると、市本体の方とどのような連携をとっていかれるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○副市長（山田信行君）

お話のありましたように、私ども指定管理は施設、建物の管理をそういった団体に委託するものでありまして、またそこを利用しておる各種団体の方々の育成という面では、それぞれの私ども市の持っている社会教育課であるとか、それぞれの分野ででも育成を図っていききたいと、そういったことを考えております。そういった意味とは違いますでしょうか。

○5番（吉川三津子君）

ただいまの答弁によると、社会福祉協議会がお世話をされているボランティア協議会が使うのではなくて、市が、直接そういったところにかかわってなくても関与しながら、そういった施設等の活用をしていくということによろしいでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

私が先ほど申し上げましたのは、例えば一つの例をとりますと、手話講座なんかをやろうと思いましたが、現在は公民館などを借りて開設しておるわけですが、そういうことになりますとほかのグループ等との競合ですとか、公民館の時間制限等があったりして、思うように予定が組めないとか、そういった話を聞くわけでございまして、そういうことが、例え

ば今回、八開の総合福祉センター等を指定管理で管理するということになりまして、2階の会議室等、そういった講座の開設の場所として使うことによりまして、自由にそれぞれの講座のやりやすいような形で運営できていくのではないかと、そういうような意味でございます。

それと、ボランティアグループの方等につきましても、自由というわけにはいかんかもしれんですけれども、ある程度公民館とかそういうところを使うことよりも、ある程度使い勝手がよくなるのではないかなというような思いでございます。よろしく願いいたします。

○5番（吉川三津子君）

そうすると、協議会に加盟していなくてもそういった施設を使えるということで、貸し館業務という判断でよいかと思うんですが、そうでないならばまた御答弁いただきたいんですけれども、あとこの指定管理者の委託の調査が全国でされているわけなんですけれども、大体全体の3割が財団とか社団法人、それから2番目にコミュニティセンターなどで自治会とか町内会が受けているケースが多くて、3番目に社会福祉協議会、そして4番目に株式会社なんですけれども、ほとんどが自治体のお金が入った、自治体とも密接な株式会社が受けているケースが多くて、純粋な株式会社が指定管理者を受けているケースというのは全体の8%ぐらいにすぎないということなんですけれども、やはり民の活力を利用してということでスタートしておりますので、行政に近い団体が指定管理者制度を受けるケースというのは、本当にメリットがあるのかどうなのかということとはしっかりと市民の方に説明責任を果たしていかないとけないというふうに思っております。

最後に、今、名古屋市の方で指定管理者を3年なら3年します。次に、2回目に公募とかがかかってきて、違うところが受けるケースがあるんですけれども、そのときの引き継ぎのルールというか、そうしたものは市としてお持ちなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

私ども、障害者の作業所ですとか、児童館、子育て支援センター等、指定管理の方で順調に運営をしていただいておりますが、近い将来、期限が切れますので、再公募というような時期が来るかと思いますが、その辺も、私ども福祉施設の場合、職員と利用者との関係といいますか、そういったところが非常に重要視をしなければならないということをおっしゃるので、その辺の引き継ぎの時間的なものですか、そういったことは十分に配慮しながら、次回の選定には当たっていききたいと、そんなことは思っております。

○5番（吉川三津子君）

最後ですけど、そこら辺の引き継ぎのところできちんと人件費なり、ルール等を決めてお願いをしないと、全国的にそういった引き継ぎがうまくいかないというケースが起きておりますので、指定管理者をお願いする際にはそこまできちんと詰めて進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（加賀 博君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

この議案第39号についても暴力団の問題がありますが、先ほど触れましたので、この点は省略しまして、保健センターの問題について改めて聞きたいと思えます。

この八開の総合福祉センターは、条例上は八開保健センターと老人憩いの家と八開デイサービスセンター、この三つの施設と業務内容で運営されていると。これを変えないで、これは立田も一緒ですけれども、事実上、例えば立田でいえば第2福祉会館。例えば子育てを重視するというので児童館や支援センターを小学区単位でふやしながら、健康を守るとりである保健センターをなぜ縮小しなければならないのかと、僕はこの根本的なところに非常に強い疑問を持っています。しかも、その健康を守るとりを縮小しながら、障害者の施設をそこで広げていくということでもありますので、こういうふうなやり方というのは、やはりやめるべきではないかというのが根本的を疑問です。

障害者の施設も当然広げていかなければならないですけれども、こういう保健センターを事実上なくすことによって広げていくというやり方は、他の市でこのようなやり方を行っているところがあるのかどうか。どうも愛西市が先鞭をつけたので、十四山でもそれに近いことが起こっているようでもありますけれども、本当にこれは私はあしきやり方ではないかというふうに思えます。

それで、条例上の市民の保健に関する相談と指導として、八開保健センターが書かれておりますが、この条例上の規定と現実の施設が甚だしく乖離していると。羊頭狗肉とは言わないけれども、それに近い表現も当たるのではないかというふうに思いますが、地方自治体がこのようなやり方をやっていいのかどうか、非常に根本問題で疑問を持っております。

そのあたりについては、保健センターの業務の廃止に事実上踏み切られたというところで、市はどのような検討をされたのかということと、指定管理に当たって、こういう条例上の施設の位置づけと、実際指定管理を受けている業務との関係で、これも矛盾が起こるのではないかと。これは、やはりどちらにしても整理をしていただかないといけない問題、このままの状態、こんな変則的な状態を続けていいはずがないと思えますので、今後、どのようにそういう矛盾を整理・解決していこうとしているのか、ちょっと考えを述べていただきたいというふうに思えます。

○副市長（山田信行君）

御指摘のございました住民の健康を守るということは重要な行政の柱でもございます。そういう認識のもとに、今努力をしておるわけでございますが、合併前、従来旧町村単位にありましたこうした保健センターのものをいかに活用していくか。旧町村ごとの狭い単位の中で使っていくにしますと、従来やっておりましたように、ごく限られた1人や2人の職員を配置しておったわけでございますけど、こういったやり方ではやはり市民の皆さんの多様なニーズにこたえるには、どうも中途半端な状態にしかならないということで、今回、二極化にしてきたわけです。

そういった関係ですけれども、私どもこの二極化にして、当初は若干の苦情などもいただいておったわけでございますが、これが今は軌道に乗りつつあるというふうに考えておりまして、

今の体制をさらに充実できる部分は充実をしながら、若干お客様に遠くなったというような不便をかけるような方もあるかもしれませんが、今の二極化になりましても、佐屋の保健センターなど、旧佐屋町の遠いところから来られるような方は15分とか20分とかかかる方のございまして、特に距離感については、今二極化でやっておりますも、特に御迷惑をかけるような状況ではないと思っておりますし、一部巡回バスなども御利用いただける方については、そういったものも御利用いただきながら、そういったセンターへお出かけいただければありがたいと思っております。

なお、実質的な保健センター業務をしていないのに保健センター名称の建物が残っているということについて御指摘がございましたけれども、この関係につきましても、今ちょうど私も過渡期だというふうにとらえておまして、要は今言ったような考えで、複数あるようなものについては効率的、合理的に活用していきたいということを考えておりますので、今回、この指定管理者制度を導入するに当たりまして、こういった施設管理をどのようにしていくか、今課題としてとらえているところでございます。

以上、まず申し上げました。

○21番（永井千年君）

当初は苦情があったが、今はないかのような発言をされましたけれど、僕は率直にいつてあきらめられているからそういう声が出ないというだけであって、私たち今でも立田や八開を歩いていますと、この問題が最初に出るんですね。結局合併してどんどん施設がなくなって、我々は本当に不便になっていくということは、単に子育て真っ最中の方だけではなくて、それを見守っているおじいさんやおばあさんも含めて、強い声が今でも出ているんです。市は何を言っても変えないから、もう言っても無駄だといってこちらに届かないだけだというふうに私は思っています。

それで、基本的な今の考え方を問うたのは、やはり福祉の施策や健康を守る施策についてはできるだけきめ細かくやっていかなくちゃいけないし、例えばそのほかの教育の分野での図書館なんかでも、中央図書館をつくって地域に小さな利用しやすい分館みたいなものをつくるとかいう形で、方向としてはできるだけ身近なところでそういう施設利用ができるというのが一つの大きな方向だと思います。だから、特に健康を守る施設などについては、そういう方向、子育て、児童館や何かについては細かくつくるけれども、こういう施設についてはどんどん統合していくという考え方の違いというのはどこにあるのか、ちょっと今の答弁だけではよくわからなかったんですね。そのあたり、もう一度説明していただけないでしょうか。

じゃあ子育てのほかのさまざまな施設も含めて、今は市はどういうことで、こういう性格の施設についてはみんなくっつけてしまえと。この施設については地域ごとに細かく、児童館のように支援センターをつくるということで、明確な方針を持ってやってみえるのか。一般質問で出ます給食センターについても、佐織のような自校方式で細かくじゃなくて、経済的理由だけでどんどん統合して大型化していくという、明確なそういう説明なく、経済性を優先するという形で進んでいる実態があると思うんですね。その根本の考え方を説明していただく必要が

あると思います。

なぜ保健センターは統合されなければならないのか、ちょっとそのあたりの根本的な説明をしていただきたいと思います。他の施設との比較でね。

○副市長（山田信行君）

細かいことはさておきまして、まず私からお答えをさせていただきます。

今年度当初、二極化にしたときに苦情が最初あると申し上げました。これは苦情ということではなくて、電話の関係だとか、相談業務などのお尋ねが主でございまして、それは私ども当初変わった時点では想定をしておいた範囲内の問題ではなかったかなと思っております。

それで、今回保健センターについてのみこういった考え方になってきたということを上申し上げれば、先ほども言いましたように、例えば立田保健センターへ事務職の職員1人、保健師1人置いて十分な訪問活動や電話対応ができるだろうかということで、実態を踏まえて、そういった不都合さ、中途半端、また何か大きな住民健診だとか、そういった行事をその地域で持てば、本館の方から一々大勢の保健師を連れて出向かなければならないと、そういった効率の悪さだとか不便さというものをとらえまして、今回、こういったことを考えてきたわけでございますけれども、住民の皆さんにとっても、かえってわずかな職員を置くよりも、きちんと体制を持った二つのセンター方式でやった方が十分な、一貫した保健師が対応していけるということでやっております、特に住民の皆さんにも保健活動というか、そういった面でのデメリットはないのではなかろうか。若干遠くなったとか、そういう距離的なものはあるかもしれませんが、保健活動自体については、私は充実がなされたのではなかろうかと思っております。また、市側にとりましても、単に経済的ということではなくて、限られた保健師をいかに合理的にうまく使いながら、この保健サービスが徹底できるか。そういったことを考えた上で、デメリットよりもこういったメリットが大きいという考えで、私どもやってきたわけでございます。

そのほかに、いろんな社会教育施設だとか、福祉施設がございしますが、そういった施設全般にわたりましても、今行政改革の分野で検討を進めているところでございまして、住民の皆さんに喜ばれるようなやり方で私どもこういった施設の活用を考えていきたいと考えております。

○21番（永井千年君）

喜ばれるという、何かちっとも響いてこないんですけれども、どうして1人、2人で十分な対応ができなければ、1人ふやして、あるいは2人でだめなら2人半にするとか、そういうことで職員の体制を充実することによって解決していこうとしないんですか。一方で、例えば子育て支援センターなんかは、かつてはシルバーの方が管理だけしておると。それでは結局日常的な利用がきちっとできない。専門性を持った職員がちゃんとそういうところにもおる必要があるという議論がされて、充実していったという経過があると思うんですよ。なぜ保健センターだけがそういう発想をされるのか。本当に、いきなり例えば2人体制を4人体制にしろとは言いませんが、2人体制を2.5人だとか3人という形で充実すれば、十分対応ができていくんじゃないかと思いますが、その辺が何度聞いても、喜ばれておるなんていう逆の理解をしてみえるもんで、私が聞いているものとは全く反対の理解をしてみえるもんですから、そういう検

討というのはされなかったのか。あくまでも、とにかく人は一切ふやさない、その範囲内だと。職員としての合理性だけ考えるというふうにしかな、私はどうしても説明を聞いても考えられないんですが、その点の体制を充実して存続するということは考えられなかったのかどうかだけ、最後にきちっと確認したいと思います。

○副市長（山田信行君）

サービスに見合う職員を配置したらどうかという御意見でございます。

この保健師だけをとらえれば、人口規模が同じの津島市と比べましても、うちは津島市の保健所を上回る保健師を配置しております。そういった中で、持っている職員をいかに効率よく使うかということを考えながらでございますので、際限なく保健師だけをふやすだとか、そういう考えは、私どもにとっては……。

○21番（永井千年君）

極端なことを言わないでください。際限なくなて言ってないじゃないですか。

○副市長（山田信行君）

要は、保健の分野においても、私どもは人口に見合った保健師が配置されているものと、そのように考えております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩をとります。再開は11時10分からお願いいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第40号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第7・議案第40号：愛西市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

立田の保健センターについては、八開と違って独立した施設で、そしてこの保健センターの内部には診療所の施設もある。保健所に届けが出されて、診療所長は八開の診療所の所長さんが兼任しているという話を聞いていますが、このような診療施設がある保健センターという施設、現状は診療所の施設を職業訓練に使っているという話なんです、こうした診療所も含め

た施設の管理者として指定管理していくという点で問題点はないのか。そのあたりは検討されたのか。ちょっと経過を御説明いただきたいというふうに思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

今回の指定管理者の指定につきましては、あくまでも建物全体の管理ということでございまして、そういった個々のうちの方で事業委託をしておる部分、わかばの部分、そういったものと受けていただくのは同じ業者にはなるわけですけれども、あくまでも今回は施設の管理ということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○21番（永井千年君）

だから、施設の管理というのはその施設に診療所施設があると。職業訓練のための使い方というのは仮の姿で、施設の本来目的は診療所ということなので、それを管理していくと。診療所として管理していくという点で問題はないかという点で、内部的に検討されたかどうかを聞いているんです。多分、そういう検討の結果として八開の診療所長さんが所長を兼ねると、形だけ兼ねるといった形になったんだろうと思いますが、その経過をちょっと教えてください。

○福祉部長（加賀和彦君）

先ほど答弁させていただきましたように、過渡期的な状況の中で今進んでおるわけございまして、近いうちにそういったものもきちっと整理をしていかなきゃいけないと、そういうことを思っておるところでございます。

○21番（永井千年君）

近いうちに何を整理していくと言われましたか。ちょっと意味がよくわからなかったんですけど。

○福祉部長（加賀和彦君）

そういった実態と、実際の利用状況と違うというような御指摘等もいただいておりますので、そういったところも今後整理をしていくということを考えております。

○21番（永井千年君）

どういう方向で整理されるのでしょうか。事実上、今福祉部が管理しているわけだから、立田第二福祉会館みたいな施設になっていきますけど、そういう方向で整理されるのか。例えば健診などをやる際には、本来施設は今使っている支援センターとして使うんだけど、急に衣がえして診療所というふうには使えないと思うんですね。診療所って恒常的な施設でちゃんと維持管理されなければならないと思いますが、そのあたりはどのような方向で整理されるのでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

現実にかん検診とか、いろんな検診等につきましても、保健センター以外のところで実際にやっている例もありまして、必ずしも保健センターでなければいけないというようなこともありませんので、それに日程等も事前に承知をしておりますので、その辺のところは準備をしながら当日を迎えるということで、今運営をしております。

○21番（永井千年君）

そうすると、もう診療所は廃止の方向ですか。維持の方向ですか。ちょっとそれだけ最後に。

○福祉部長（加賀和彦君）

私どもの方で今後も利用させていただきたいというふうに思っております。

○21番（永井千年君）

私どもの方で、福祉部で今後も利用したい、診療所は廃止するということですか。診療所は福祉部の担当じゃないでしょう。だから、その担当課はどのような判断をされているんでしょうか。引き続き使うというのはいいんだけど、それをなくすのか維持するのかということだけははっきりしていただきたいと思います。

○副市長（山田信行君）

こういった関係、市のすべての公共施設につきまして、今行政改革の本部会議などで検討しております、この立田保健センターにつきまして、将来は福祉の部門などで活用できるように、今研究しているところでございます。

なお、先ほど永井議員から御質問ございました保健師の人数の関係でございます。津島市の例を挙げましたが、津島市は10人、我が愛西市は20人という保健師のスタッフで、私どもはまずまずの事業をやっているものだと、そのように考えているものでございます。

○21番（永井千年君）

診療所は維持するのか廃止するのかと聞いているんですけど。

○副市長（山田信行君）

診療所としての業務というか、機能は見直していきたいと。要は廃止の方向で見直していきたいと考えてございます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

26番・宮本和子議員。

○26番（宮本和子君）

この立田の保健センターの関係ですが、現在、第1わかばもその施設で使っていて、これは市直営の母子通園の施設ですが、そういったところで指定管理をされるということは、直営の施設が利用しているのにもかかわらず、ほかのところで管理運営をするというのはどうなんでしょう。ほかのところでそういう例があるのかどうか。今後、わかば園を民間委託する方向で考えているのか、直営をやめていくという考えなのか、そこら辺が今回のこの問題ではすごく矛盾があると私は考えるんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

第1わかばにつきましては直営で行っておりますが、これも引き続き直営で実施をしていきます。先ほども申し上げましたように、今回の指定管理につきましては、あくまでも施設の管理ということで切り離して考えていただければいいかなというふうに思いますが、実際に障害者の事業につきましても市の委託事業ということで実施をしているものでございまして、それ

ぞれ別個に考えていただくというのではないかというふうに思います。あくまでも管理を指定管理にしていくというものでございますので、お願いいたします。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、児童館でもどこでもですけど、直営でやっているところは施設も市が直接管理をしているわけですね。そういうところも、別に指定管理がなくてもきちっと管理はされていると思うんですが、施設の管理運営だけを指定管理するというのも、中に入っている業務、委託にしても市が直接かかわってやっている直営の制度でありますので、そこら辺で業務委託だけを指定管理というのも、どうなんでしょうかね。そういう例がほかにもあるのか、他の市町村でもそういう形であるのかどうかわかりませんが、愛西市にはそういったことは初めてのケースですね。その点はいかがですか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

最初にも申しあげましたように、現在、わかばと社会福祉課の方で共同して管理をしている状況でございますが、障害者のセンターにつきましては就労の都合、あるいは相談者の利便性等も考えまして、開館日をふやしていきたいということを考えておりまして、それにつきましては管理もそちらの方の団体にお任せした方が効率的ではないかなということで、今回提案させていただくものでございます。

わかば等につきましては、現状と変わりなくやっていくところでございます。

**○26番（宮本和子君）**

だから、そこら辺の管理がどうして市で独自にできないのか。直接市の事業をやっているものから、建物に入っているところには全部、そういった点では市の直営でやっているから、なぜここだけを市が管理運営ができないのか、なぜ指定管理しなきゃならないのか。そういう点ではとても、ほかのところではそういう例はないわけですから、なぜここだけそういう形で指定管理をするという判断をされたのか、理由をきちっとお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

今回は指定管理者によりまして、土曜日等のオープンも考えておるわけでございますが、これが直営で行いますと、当然土曜日に出た職員の代替えの休日等をどういうふうに考えるかということにもかかってきまして、それとか、就労場所等に出かけて様子を聞いたり何かしまして、後で書類の整理をするということになりますと、どうしても夕方遅くなるとかいうこともありまして、そういった管理等につきましても直営でやるということになりますと、市の職員がおるといようなことになろうかと思いますが、そういったことにつきましては合理性が欠けるのではないかということで、実際に事業を委託している団体にそういったこともお願いすることによって、ある程度使い勝手がよくなるということも考えて、今回お願いするものでございます。

**○26番（宮本和子君）**

今回の、そういう点では保健センターの業務も廃止をして見直していくという方向であるんですが、実際に現在、第1わかばと市の直営の業務も行っており、そういったところだったら

幾らでも、保育園でも、それから児童館でも、土曜日でも業務をやっている、直営で管理運営もしております。そういう点では、保健センターの施設については指定管理の必要はないと考えますので、そういう点ではもう一度、こういった問題も含めて、安易に指定管理をしていくという方向ではなく、その施設を市が直接に管理して目的に沿うような形できちっと管理すべきだと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

8番・田中秀彦議員。

○8番（田中秀彦君）

この議案質疑は、先ほど何かちょっと便所に行ったときに御指摘を受けたんですが、事前通告なんですか。それとも、一般的に質問もしていいということなんですか。

○議長（加賀 博君）

はい、どうぞ。

○8番（田中秀彦君）

議長がよろしいと言われましたから、先ほどの八開、立田の福祉センターの件でございますが、確かに永井議員が言われましたように、八開地区においても何で統廃合するんだというような御指摘はございました。ただ、市としては、保健師の状況とか、その他で統合したいんだというようなお話でございましたが、選挙管理委員会においても統廃合がありまして、非常に八開、立田地区におきましては各支所が今までどおりに近いところではできないというような声は聞いております。

ただ、市の行政改革の一環として、そういうようなことであればお互いに少しは我慢をしなければいけないのかなと思うわけなんです、できるだけ各地区をできるだけ平等にやっていたきたいということと、それから統廃合するときに、たしか副市長だったと思いますが、一時福祉センターを保健業務が、例えば佐織、佐屋に統合して非常に煩雑になった場合には、八開とか立田に業務をやるというようなお話があったように私、記憶しておるんですが、そんな事例はあったのかどうかということと、もう一つ、先ほど福祉部長の答弁で、指定管理者にした場合には、今まで俗にお役所仕事と申しますか、土・日はほとんど休館ということで利用できなかったわけですが、指定管理者にした場合には、あるいは土曜日・日曜日にも利用できるんだというような前向きなお話もございましたが、そんなような利用法も考えられるということでございますか、この点をお聞きしたいと思っております。

○副市長（山田信行君）

まず最初の御質問の、保健センターを二極化した場合に統合したところが煩雑になったら、また復帰させるとか、そんなようなニュアンスのお話もございましたが、私どもはその煩雑という意味合いがちょっと違っておるのではなかろうかと。要は集団健診のようなものはそれぞれの立田、八開で年数回やることにしておりますが、そういったものは地域の方々の参加が多

いものということで、特別配慮して、そういった会場として保健センターを使わせていただくという意味で申し上げたことだと思っております。以上です。

○福祉部長（加賀和彦君）

土曜日等の開館の関係でございますが、平成19年に障害者地域生活支援センターを立ち上げまして、これまで運営をしてきたわけでございますが、センターの職員との話し合いの中で、やはり月曜日から金曜日までの開館では支障があるということまではいきませんが、より充実していくためには、もう少し開館日等ふやした方がいいというような話等もありますので、そういった関係で今回お願いをしているところでございます。よろしく願いいたします。

○8番（田中秀彦君）

ぜひ保健部長に、指定管理者に移行するのであれば、日曜日までとは言いませんが、ただ利用する団体は特に土・日開催が非常に使いやすいのではないかと思うわけですから、そういう日時も利用できるような運営方法を、せつかく指定するのであれば考えていただきたいと、このように要望します。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もないようでありますので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第41号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第8・議案第41号：海部津島土地開発公社定款の変更についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、質問いたします。

今回、定款の変更ということで、法改正に基づいて変更がなされるわけですが、今後具体的に土地開発公社、愛西市とのかかわりの中で、市としてどういう形で活用していくのかということと、それから当然加盟しているその他の自治体の活用の状況などを教えていただきたいと思っております。

また、この定款の変更によって具体的な業務の変更等があれば、それについても説明をお願いいたします。

○企画部長（石原 光君）

それでは、公社の定款の変更の関連ということで御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず19年度中の、当市も含めて関係自治体の利用の状況でございますけれども、当市愛西市

は面積にいたしまして1,925.42平米、金額にいたしまして2億5,239万3,243円、それから津島市が74.38平米で7,618万5,086円、それから七宝町が1,934万7,627円、蟹江町が11万9,264円という19年度中の利用の状況になっております。

それで、市の活用の関係につきましては、以前にもお答えをさせていただいておりますように、当面は御案内の勝幡駅前広場用地の取得ですか、それが一応計画では21年度をめどに土地開発公社の方で用地を取得したいという考え方で進めておりますので、当面はその事業でお願いをしたいなという考え方でおります。

それから業務がどう変わるのかという御質問でございますけれども、各参加団体、それぞれ議会の議決をお願いした後に、知事の認可等々踏まえて手続を進めていかれるわけでありましてけれども、今回の定款の変更の中に、余裕金の取り扱いがあったと思いますけれども、その辺の余裕金の取り扱い、郵便貯金というものが廃止されたことによって、今後その中の運用といえますか、そういったものがどう取り扱われていくかについては、現時点で明確なお答えができません。今後理事会等でそういった業務内容に支障が出れば、理事会の中でよくよく検討されていくべきものだというふうに理解をしております。以上です。

○10番（真野和久君）

この愛西市の1,925平米というのは、勝幡にかかわるものですね。銀行の関係で、郵便貯金がなくなってゆうちょ銀行になったわけで、現状でいくと郵便貯金の扱いであったものは自動的にゆうちょ銀行という形で、一般の市中銀行と同じような扱いになったと思うんですが、そういう中での方針が今後検討されていくというふうに理解してよろしいんですね。

それともう1点だけ質問したいんですけれども、愛西市には土地取得会計という特別会計があります。愛西市の土地取得特別会計を利用する場合と、それからこの海部津島土地開発公社を利用する、二つの選択があると思うんですが、用地買収等を含めて。その明確な基準、どっちを利用するかというのはあるんでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

考え方をちょっと申し上げたいと思うんですけれども、土地取得特別会計で取得をするということになりますと単年度。当然単年度で取得できれば愛西市の土地取得特別会計というものを御提案申し上げ、その中で予算化し、取得をするという考え方もできます。ただ、先ほど申し上げましたように継続事業ですね。特に3年間なら3年間という継続事業で用地取得を進めていく考えに立てば、公社を利用した方がベターだろうと、そういった判断でその活用についてはそういった整理をしているというのが現状でございます。

それから申しおくれましたけれども、先ほど申し上げました取得の状況ですね、各自治体の。これも前後しますけど、6月の定例議会冒頭に市の決算状況とあわせて配付をさせていただいておりますので、もしあれでしたら再度御一読いただきたいと思います。以上です。

○10番（真野和久君）

もう一つだけ確認しますけれども、そういう形で土地取得会計は単年度事業で、海部土地は継続事業だということですが、これは市としてこういう方針でやっているということであって、

例えば単年度の場合には海部土地は使えないとか、それから継続事業の場合には土地取得会計は使えないということではないですね。それはあるんでしょうか、そういう制限は。

○企画部長（石原 光君）

そういった整理をするような考え方は持っておりません。ですから、先ほど申しあげましたように、これは考え方ですので、当然市の土地取得特別会計を利用すべきであろうという部分については土地取得特別会計を使いますし、その辺のケース・バイ・ケースといいますか、柔軟な対応をしていきたいというのが現状の考え方です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第9・議案第42号（質疑）**

**○議長（加賀 博君）**

次に、日程第9・議案第42号：平成20年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○5番（吉川三津子君）**

議案第42号：平成20年度愛西市一般会計補正予算について、情報公開審査会委員報酬について、まず1点お伺いいたします。

私も情報公開請求はいろんなところでしておるわけなんですけれども、愛西市の情報公開審査会において、異議申し立てがあつて、申立人から審査会で意見陳述をしたいという希望があつた場合、私は積極的に御意見を聞きながら答申をつくっていくのが筋だろうというふうに思っているわけなんですけれども、愛西市のこの審査会では、こういった申立人からの陳述が求められたとき、どのような方針を持っていらっしゃるのか、まず最初に1点お伺いいたします。

**○企画部長（石原 光君）**

陳述人の取り扱いの関係でございましてけれども、現状、市の公開条例、これは第2条第1項に、審査会は不服申立人等から申し立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないと。ただし、審査会がその必要がないと認めるときはこの限りではないと、こういった規定がございまして。

それで、最終的には陳述人の方、あるいは審査会の双方の論点が明確で、不服申立人の口頭意見陳述の機会を与えなくても、その提出された書類のみで審議が可能であるという判断を審査会が出した場合、早期の答申を目指す意味において、条例のただし書きに基づき口頭意見陳述を聞かず審議を行うというようなこともあり得るわけなんです。ですから、私どもといたしましては、先ほど議員の方から方針というような御質問が出ましたけれども、いずれにしても条例

上の一つの規定、それから先ほど申し上げました意見陳述を聞かず審議を行うこともあるという中で、最終的には審議会の判断にゆだねたいという考え方でおります。

#### ○5番（吉川三津子君）

やはりこういった審査会というのは、市長に答申を出すからには、諮問機関でありますので、市長がどういった方針で情報公開を進めていくのか。やはりこの審査会にきちんとお話をしていく必要があるんだろうというふうに思っております。

私も、県の方で何度かこういった意見陳述の場を求めて意見を言ったことがあるんですけども、一度たりとも私の知り合いの中でこういった意見陳述を求めたとき、拒否された事例はないんです。しかし、愛西市においては最近されておられません。やはりその辺、私は愛西市自体が情報公開に対してどういう姿勢を持っているかというところのあらわれではないかと思っております。

それが覆って公開されるという判断のもと、聞くまでもないというのであれば、私もそれは条例のもと、しかりだと思えるんですけども、今回の場合、意見陳述を求めていながら、申立人の意向が通らなかった事例なんです。ですから、しっかりと発言の場を与え、やはり文書だけではなかなか説明しにくい部分もあると思います。私も、県の方ではいろんな写真とか資料をそのときに持って行って、その審査委員の方たちに説明をするわけです。ですから、しっかりとその辺、審査委員の方たちにもその旨をお話しして、市民の方々の申し出を精いっぱい受けとめていただかなければいけないと思うんですけども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

今議員がおっしゃられたような一つのとらえ方もあると思います。その法の解釈というのは幅広いものがあると思いますし、先ほど申しましたように、事実ただし書きという部分もあるわけです。先ほど愛西市として初めてそういった例があったんだというようなお話もございましたけれども、最終的には、私ども事務局としても審査会の判断にゆだねるという言い方をしましたけれども、それしかないと思っております。ただ、先ほど御意見をいただきましたので、再度、議会の場でも、こういった取り扱いについてもこういった御意見があったということはきちっと審査会の会長さんも含めて委員さんの方へおつなぎをしたいというふうに考えております。

#### ○5番（吉川三津子君）

ぜひその旨、しっかりとお伝えいただきたいと思います。今の状況では、やはりほかの市町村におくれた状況だと思いますので、しっかりと市民の方を向いて情報公開条例を運用していただきたいというふうに思っております。

次に、課税事務電算委託料・システム借上料のところで、電算に関する契約について少し伺いしたいと思います。

先日、全員協議会の席で、農業集落排水事業において落札業者が契約を解約したとの報告があったわけですけども、このケースというのはもとのシステムを開発した業者が心臓部分の

データ開示をできないということで、ソフト開発が新しく落札した業者が、これ以上解読が無理だから、ソフト開発ができないということだったと思いますけれども、そもそも落札業者の見積りの甘さというのがあるのはもちろんなんですけれども、もとのシステムを契約なり落札するときに、愛西市と業者と契約を結ぶんですけれども、そのときの約束の部分について問題はなかったんだろうかということをお話を聞いて思いました。

私も、システム開発にはずっとかかわってきているんですけれども、一つのところを押さえておくと続けて仕事が取れるという部分があります。ですから、そこら辺のところをしっかりと見抜いて契約をしていかなければいけないんだろうと思っておりますけれども、こういったシステム導入のとき、将来の修正、カスタマイズとか拡張とかいうことはもちろんあり得ますし、長期に電算システムというようなものは使うものなんですけれども、どのようなことを留意されて、今こういった電算システムの契約をされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

今回の補正予算の議案の内容と大きくずれていると思いますけれども、関連ということで御質問いただいておりますので、ただ電算システムという分野の中で、今情報管理課というのがシステムの関係の契約を一手に請け負っておるという前提でお答えしたいと思います。

さきの全協で報告された内容についてお話があったわけでございますけれども、全く私どもとしては想像しておりませんでした。あつてはならないことだというふうに私自身は思っておりますし、過去にも、そういった契約して途中で解約したというようなケースは、愛西市になってもありませんし、あつてはならない事態が生じたという受けとめ方をしております。

それで、電算関係の業務契約を行う場合に、今いろいろ議員の方からもお話がございましたように、その業務が全く新規のシステムなのか、あるいは何らかの形で既存のシステムと関連性があるのか、あるいは既存システムの影響を受けるものなのかどうかで、それぞれ取り扱いが異なってくるというふうに考えております。

どちらにしても、共通して言えることは、第1に成果品の正確性及び安全性を重視することが大前提ではなかろうかというふうに考えております。

それで、随意契約、入札、いろんな手法があるわけでございますけれども、入札をする場合、今回も入札であったわけでございますけれども、既存のシステムとの関連をきちっと仕様書にうたい、発注業務が誤解されることなく入札が円滑に進むよう配慮すべきであるというふうに思っておりますし、またそういった形できょう現在まで一つの契約事務といいますか、入札事務といいますか、そういったものを進めてきたと思っておりますし、先ほど冒頭に言いましたように、全く予期していない状況が発生したと。

ただ、事実は事実として受けとめて、今後入札のあり方から、当然発注の時点の体制も含めて十分注意を払って入札契約事務について取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

#### ○5番（吉川三津子君）

多分これ、企画部の話とかそういうのでなくて、すべての入札にかかわるお話なので、市としてどういった方向でということでお伺いしたんですけれども、結局新規のこういった電算の入札においても、やはりどのデータが開示をされるのか、フォーマット等が開示されるのか、そういったところをしっかりと押さえておかないと、次の入札にもそこしか取れないというか、そんな事態が生じてくるので、そこら辺の内部的なつくられたシステムの開示状況、そういったものをしっかりと確認していく必要があると思うので、それは私のお願いとして、今後ぜひ注意をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（加賀 博君）**

次に、24番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○24番（加藤敏彦君）**

議案第42号で、10ページに今吉川議員も取り上げられました課税事務電算委託料の計上がされておりますが、委託の内容、それから対象となる市民、それからこれは説明では年金から市民税を引くという説明だったと思いますが、一番心配されることは、生活費まで引かれてしまうということが心配されますが、そういう問題にどう対応するか、どう防ぐかということ。

それから、年金から天引きされるという問題について、後期高齢者医療制度については通帳からの天引きに切りかえができるようになってきておりますが、こういう本人の意思に基づいて天引き、また天引きではないという形にならないのかという点についてお尋ねをいたします。

**○総務部長（水谷洋治君）**

まず委託料の内訳の関係でございますけれど、今回、今議員が言われましたように、住民税を年金からというようなことで、年金を特別徴収するに対します初期の導入経費といたしまして200万円強でございます。また、導入経費のほかには、住民税のシステム改修ということで945万円、それから収納の消し込みシステムの改修ということで210万円、それから公的年金の支払い報告書等ということで525万円、合わせまして1,884万7,500円を今回お願いするわけでございます。

続きまして、対象となる市民の関係でございますけれど、これにおきましては年金収入が120万円以上の方で、他の所得を含めて税額が発生するという対象者が4,300人ほど見込んでおります。

次に、切りかえることによって生活が苦しくなってしまうんじゃないかというような御質問でございますけれど、今回、普通徴収から特別徴収に変わるわけでございますけれど、新たに税が発生するものではございません。そういうようなことから、生活に大きな影響はないと思います。

といたしますのは、今回の改正は、徴収方法の変更でございます。ちなみに、普通徴収でありますと年4回に分けての納入でございますが、年金でいきますと6回に分散されるということから、大きな影響はないということでお答えをさせていただきました。

次に、後期高齢のように通帳天引きにならないかということでございますけれど、後期高齢の関係におきましても、当初は天引きということだったんですが、改正によりまして口座振替

が可能となったわけですが、この住民税におきましても現段階ではできないということで答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○24番（加藤敏彦君）

3項目めの生活費との関係ですが、これまで年4回が年金から天引きということで6回に分けられるので、心配ないという答弁ですが、これはやっぱり心配ですね。一般論としてはそのとおりかもしれませんが、個々の状況でいきますと、通帳や年金からいろんな引き落としがされるわけですから、今月はちょっと待ってほしいとか、そういう場合の対応はちゃんと申し出があった場合に、そういう特別徴収をとめることができるようになっていないと、一番問題を回避できないわけですが、そこら辺の対応はできるんですか、できないんですか。

○総務部長（水谷洋治君）

議員の御質問は、本当に困った場合の御質問かと思えますけれど、従来ですと年4回でありまして、納期はそれなりに参りますけれど、今月はお金が要ると思ったときには、ちょっと自分でおくらせたりというようなことで、調整ができたというような御理解だと思えますけれど、特別徴収になりますと一方的に引かれてまいりますので、そういう調整ができないということは事実でございます。ただ、現実には口座にお金がなくなればそういうことになりますけれど、現在のところとしてはそれがいいですよというようなお答えはできないということで、御理解が賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○24番（加藤敏彦君）

今の問題ですけれども、今回、市民税については6月議会の中でも、介護などは2分の1までしか徴収できないというような形になってはいますが、今回は全額、ゼロになるまで徴収できるという内容ですから、この問題は危険をはらんでいるというふうに思いますので、行政としても最悪の事態が起こらない対応を国にも求め、みずからも研究していただきたいとします。

○議長（加賀 博君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、2点お願いします。

最初に農林水産業費の補助金のところで、農業振興対策事業としてJAに対してのトンネルの助成がありますけれども、この前の説明などではいわゆる汚水とか、そうしたものの対策なのかなとも思ったんですが、特にこうした事業の中で、畜産関係のいわゆる近隣への悪臭というような問題がなかなか改善できないという問題があるんですが、そうした対策との関係ではないですかね。そういった点についてはどういうふうになっているかについてお尋ねしたいと思います。

まずそれをお願いします。

○経済建設部長（篠田義房君）

先ほどの御質問でございますが、事業名としましては確かに補正に計上させていただいてお

りますように、畜産振興事業という形で名称はしてございますけれども、いわゆる悪臭に対する対策事業というものではありません。これは当初提案のときも説明をさせていただいたと思うんですが、いわゆる自走式になった大きい機械なんです、堆肥を散布する機械を購入することによって水稻生産農家等が生産の効率を上げられるということで、そういった機械を購入することに対して補助が出るものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○10番（真野和久君）**

そうすると、今回については畜産業者ではなくて、畜産業者から出た堆肥を利用するところに対しての機械の助成ということですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

今議員の方で言っていたように、その機械の購入先がJAあいち海部になりますので、そちらの方が先ほども申し上げましたように、水稻の作付等について堆肥の散布機を購入する、そういったものに対して助成していくというものでございますので、議員が御質問の中で述べられるとおりのことと解釈していただいて結構でございます。

**○10番（真野和久君）**

それから2点目として、消防団の退職奨励金について、今回計上をされています。消防団の再編に伴って、消防団員数が大幅に削減されたという中で、こうした予算が上げられたわけですが、改正前と今回の削減後では、それぞれの地域の計画の中で削減されたわけですが、地域ごとに消防団の退職状況はどうなっているかということと、それから地域ごとの消防団の活動がどういうふうになっているのかなど、状況について説明をお願いします。

**○消防長（櫻井義久君）**

それでは、旧4消防団の退職状況について御説明をさせていただきます。

まず佐屋消防団につきましては、3月31日現在269名が見えまして、そのうち退職者が152名でございます。引き続き継続の団員さんについては117名ということで、今回新たに4名が新入団として入りまして、佐屋については121名が現在の状況でございます。

続きまして立田消防団でございますが、3月31日現在188名見えまして、そのうち114名が退職されまして、継続の団員については74名でございます。そのうち新入団員が6名、また2名が再入団されまして82名でございます。ただ、82名のうち、現在は1名の方については飛島の方へ籍を移しまして飛島の消防団の方へ入っておりますので、実情としては81名でございます。

続きまして八開消防団でございます。3月31日現在123名見えまして、そのうち退職者が49名でございます。継続団員といたしましては74名でございます、新入団員が7名ということで、現在は81名でございます。

続きまして佐織消防団でございます。3月31日現在231名見えまして、今回退職されたのが168名でございます。なお、継続団員としまして63名でございますので、新入団員といたしましては33名、また再入団ということで6名でございますので、現在は102名ということでございます。

トータルといたしまして、3月31日現在、旧の4消防団は811名のうち483名が退団されまし

て、引き続き継続団員の方が328名でございます。新たに新入団員として入られた方が50名、また再入団して入られた方が8名、トータル386名で、先ほど言いました立田の1名の方が飛島へ移動されましたので、現在は385名ということで、定員どおりでございます。以上でございます。

それと、続きまして活動の内容でございますが、この4消防団の関係につきましては、そのままいいところは引き継いでございます。以前、佐織の方で犯罪がありまして、団員の家に脅迫があったということで、家を燃やしてやるぞとか、サークルKの方へ今晚火をつけてやるということがありましたので、その段階については私どもの方からサークルKの事業本部、または団員さん、佐織地区の方についてはその地区を警らするというので、そういう活動もしてございますので、現在引き続き同じような活動をしておりまして、何ら変わりございませんので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

現状の消防団の活動について、引き続き従来どおりの活動をされているということですが、ただ当然減ったことに関して、以前から問題になっていたのは、各小字、町内ごとに1人ぐらいずつ出ていたものが、結局そうじゃなくなった場合というのが結構幾つかあるわけですね。そうしたときに、その町内と消防団との関係というものが大きく懸念されていたと思うんですね。そうした点についての不安とかいうものがあったと思うんですが、どういう形で消防団が出ていないような町内の消防団との関係ですよね。意思疎通の問題とか、防災訓練等への支援とか、警らとか、そういったものも含めてどういう状況になっているのかというのはつかんでおられますか。

#### ○消防長（櫻井義久君）

その点につきましては、現在、四つ、五つが1分団になったわけでございます。ですから、その自分のエリアについては、大字として四つ、五つあった場合には、そのエリアについては分団で全部カバーしましょうと。それと、今回新たに4消防団制から1団制になったものから、385人が、いざというときにはそちらの方面の広報とかいろんな活動ができるということでございますので、そういう点については別に私自身は不安はございません。また、団長も無いと思います。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

意気込みはわかりますが、現実には町内と消防団との関係での不安とかいうのは現状では聞いてないですか、そういうのはどうでしょうか。

#### ○消防長（櫻井義久君）

今回、分団長さんにつきましては、四つ、五つのエリアが一緒になったわけですから、その総代さんについては分団長さんが常にコミュニケーションをやっていただきたいということで、分団長会議のときには常に言っておりますので、そういうのはクリアできると思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（加賀 博君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

## ○21番（永井千年君）

10ページの情報公開審査会の委員報酬について質問をいたします。

先ほども吉川議員の方からこの問題については取り上げられておりましたが、19年度の請求件数というのは18年度の3倍になっているわけなんですね。それに伴って、今回4回ほど追加ということになると思いますが、市の情報公開審査会での個人情報の取り扱いについては、直近では議会の総合斎苑の特別委員会における一部非開示がありましたが、この非開示の内容を見ますと、単なるJAとか農協とか設計業者の名前とか、そういう名前を非公開と。それぞれの個人や会社の内部情報ということではなくて、判断したことでわかりますように、個人を特定できる情報は原則非公開としているように見えます。

しかし、今情報公開の流れというのは、公益的理由による裁量的公開の範囲が非常に広がっておりまして、例えば個人情報であっても印影などを除いて公開するということが大変多くなっています。裁判でも公開を求める判決がふえてきております。これに対して、市の審査会は、非常にまだそういう流れとは少し乖離があるのではないかというふうに思います。

こうした公開をしてきた先進例に学んで、具体的な運用事例というものをきちっと例示する文書を定めていただく必要があると思うんですね。個人情報であっても公開を広げる方向で。そうしないと、このままいきますと、いつかの全協でも指摘をされておりましたが、これもし裁判などが提起された場合に、判決で指弾されるということになりかねない状況ではないかというふうに思いますが、その辺、この情報公開審査会のそうした諸規定をきちんと整備していくという点での検討はどのようになっているのでしょうか、その点1点お尋ねをしたいと思います。

それから、2点目は12ページの公の施設の指定管理者の選定委員会の委員報酬についてであります。指定管理については先ほども議案が出ておりましたが、それぞれの施設ごとに選定委員会が開かれるわけですが、この19年度で言いますと、この選定委員会が何回開かれたのか、その内容について簡潔に説明をいただきたいと思えます。

## ○企画部長（石原 光君）

まず1点目の情報公開審査会の委員報酬の関連で、議員から御指摘いただきました運用事例というか例示、そういった基準を審査会で決めておるかというようなニュアンスで受け取らせていただきました。

現在、愛西市の情報公開審査会で確かに非公開情報に該当するかどうか、判断が難しい情報を、先ほどお話がございました事例別に区分して判断基準を示したというようなものは作成しておりません。過去におきまして、公開・非公開の決定が難しいセンシティブ情報、それから事業情報、慣行により公にされ、または公にすることが予定されている情報の範囲について、審査会の意見を伺ったというような事例はございます。

それで、先ほど申し上げましたように、センシティブ情報、これは個人情報にかかわる情報の中でも特に注意を要する情報というようなとらえ方をしておりますけれども、そうしたセン

シティブ情報、あるいは事業情報の非公開範囲を基準として、そういうふうを持っているという自治体があるということも聞いておりますし、また一遍具体的にどういった運用基準が設けられているのか、よく勉強したいというふうには思っております。

それで、今後審査会で非公開情報の判断基準を示すことについて、先ほどお話がありました諸規定も含めて、いずれにしても審査会の委員の皆さんの意見を聞きながら進めていきたいというのが現時点の考え方であります。

先ほど吉川議員の方からもこの関連について御質問ございましたけれども、議会でもそういった御意見があったということは審査会の方には参考意見としてお伝えしていきたいというふうに考えております。以上です。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

公の施設の指定管理の19年度の開催状況というお尋ねでございましたが、福祉部としては19年度はございませんでしたので、よろしく願いいたします。

**○21番（永井千年君）**

福祉部としてはどうか、ほかではあったということですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

経済建設部の所管では、立田ふれあいの里の関係で、こういった選定委員会を持ちました。たしか2回持たせていただいたと思っております。

**○21番（永井千年君）**

それだけだったのでしょうか。ふれあいの里の審査だけで、あとは継続事案だとかそういうのは別に、19年度中についてはなかったですか。

**○企画部長（石原 光君）**

コミュニティーの指定管理者の関係で、任意指定の関係ですけれども、佐織地区の推進協議会の指定について開催したという経緯はあります。

**○21番（永井千年君）**

それで、その公の施設について、それぞれの施設の性格によって選定委員さんがその都度選ばれていくわけですが、一度指定管理すれば、当然3年とか5年で契約の期限が来ればまた選び直さなくちゃいけないわけですが、それぞれつくられた選定委員会というのは、どういう形で存続するのか。あるいは、次回が来たときに、また新しいメンバーを集めて選定委員会が開かれるのか、どういうふうに運用されていくのか、1点お尋ねをしたいと思います。

**○企画部長（石原 光君）**

基本的には3年、5年という一つの期間があるわけですけれども、ほかの施設もそうでございますけれども、一応その更新時に改めてまた委員さんについては選定をし、その委員さんの中で審査をいただくというような考え方で進めておるつもりでございます。

**○21番（永井千年君）**

それじゃあ昼過ぎていきますので、最後になるかと思いますが、情報公開審査会の基準というのは、おおむね大きい自治体、名古屋市だとか岐阜市だとか、僕が知っているのは愛知県だと

か、そういったところはたびたび異議申し立てなんか出ますので、きちっとそういうのを整理していかないといかんわけですが、愛西市も今の状況から見ますと、今後もたびたび異議申し立てが出てくる可能性が極めて強いので、ぜひそれは早急にそうした基準を明確にさせていただいて、それをまた公開もしていただくと。申請する側がそれもきちっと読んで、申請できるように早く整備をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺、早くやっていただけるでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

時期としては、ここで云々ということは申し上げることはできませんが、いずれにしても先ほど申し上げましたようによく勉強させていただいて、協議いただいた御意見は御意見として承って、また審査委員会の方にも議会でこういった意見があったということをお伝えしていきたいというふうに思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は1時30分から再開いたしますので、よろしくお願ひします。

午後0時13分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第43号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第10・議案第43号：平成20年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

10ページの介護保険システム改修委託料について質問を行います。

障害者控除の認定書発行のためのシステム改修だという説明がありましたが、対象はだれなのか、人数は何人なのか、いつまでに送付する予定をしているのか、お尋ねいたします。

そして、来年には介護保険計画の改正が行われますが、そのための準備も行われるのか、その2点についてお尋ねをしますので、よろしくお願ひいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

それではお答えをさせていただきます。

障害者控除認定書発行に関するシステムの改修でございますが、要介護認定者で障害者控除

に該当する方に、来年1月中旬までには通知をしたいというふうに考えております。お知らせというものを発行しまして、通知をする予定をしております。

対象の人数でございますが、普通障害に該当する方、要介護1から3の、8月1日現在の認定者ですが917人でございますが、そのうち非該当、自立と見られる方が67名おられますので850人、それから要介護4と5の人が今485人ですが、非該当と思われる方が5名で、特別障害に当たる方が480名、合計1,330人、これは現在の人数ですので、1月時点ではまた変わるかもしれませんが、そういった人数の方にお知らせを発行したいと、通知をしたいということで今準備を進めているところでございます。

それから介護保険計画との関係でございますが、今回補正をお願いしておるのは、あくまでも障害者控除認定に係る分でございますが、介護保険の方につきましては別途で準備を進めているという状況です。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

障害者控除のための発行だということでは、今までそういった申請も少ないということで、PRも少なかったということもあって、なかなか障害者控除を受けるということが少なかったわけですが、そういった意味では、こういったシステムの改修によって1,330の方には送るということでは、大変喜ばれることだとは思いますが、津島市では介護認定を受けた人全員に障害者控除の案内を送付し、該当者だけが申請をするという形で、毎年1,000人ほどが障害者控除を受けているということですが、863万と随分費用がかかるということでは、何か今非該当の方も67名と5人ということだと、72名しかないという状態の中で、本当にこの863万円という多額のお金をかけなくても、津島方式でやればいいのかというふうに私なんかは考えるんですが、その点の考慮はされたでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

確かに本庁方式で1ヵ所で発行するということでしたら、手作業でもいろいろできるかと思うんですけども、今回のシステムにおきましては4庁舎それぞれで申請する受け付け、あるいは認定書の発行ができるということにしていきたいと思っておりますし、また記録等もとっていくということで、万全の準備で臨みたいということで経費を予算化させていただきました。

○26番（宮本和子君）

そういう点では、4庁舎で統一した形できちっと申請を受け付けることができるということでは大切なことだと思いますが、これは申請をしないとだめというのもありますので、そういう制度があるということは、毎年毎年こういう案内を送らなきゃいけないということにもなりますし、ほかにこういったシステムをこれだけに使うんじゃないかと、せっきくの863万円の費用を使うわけですから、他の目的にも使えるような形にはならないのでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

あくまでも介護保険のシステムの中の変更ということでございますので、全体としては介護保険の事務で使っている部分を今回は改修して使うということですので、よろしく願いいたします。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

1点だけお尋ねします。

国会答弁でも明らかな、5年遡及が可能だということは明らかにされておりますけれど、今度のシステムで言うと、例えば15年から16、17、18、19、15年当時から既に該当しておるとい
う方については、5年さかのぼって認定していただく必要があると思いますが、そのあたりは
システム上どういうふうにチェックされるのでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

そのあたりにつきましては、今後の課題といたしますか、送るまでには結論を出さなければい
けないというふうには認識しておりますが、現在ではまだちょっと結論まで至っておりません
ので、よろしく願いいたします。

○21番（永井千年君）

本人が5年前から証明してほしいという申し出があれば、当然のことながらそのようにこた
えなくちゃいけないこととなりますけれど、それは断ることはできないはずですが、だから、
今度のシステムでさかのぼってチェックすることができれば、そう難しくなくやれるんじゃない
かと思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

資料のありなしの問題もありますので、その辺は永井議員の御意見も十分承っておりますし、
過去のケース等も承知をしておりますので、今後検討させていただきます。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第44号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第11・議案第44号：平成20年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第  
2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

1点お伺いしたいと思います。

汚泥清掃委託料ということで計上されているわけですが、なぜ当初予算に織り込まれ

なかったのか。まだ9月ですので、時期的にも突然足りなくなったとか、来年度まで待てないとかいった話ではないと思うんですけれども、どのような理由でこの時期に補正を組まざるを得なくなったのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

**○上下水道部長（飯田十志博君）**

9月に補正を組まなければならなかったといえますか、当初予算時につきましては、ある程度の量は把握しておりましたが、当該工事の詳細実施設計につきましては本年度に入ってから行っておりますので、その槽内洗浄に必要な水量等がはっきりしてまいりましたので、この9月補正をさせていただきました。よろしく申し上げます。

**○議長（加賀 博君）**

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

**○21番（永井千年君）**

鵜多須地区の機能強化事業、それに伴う汚泥清掃ということですが、これ具体的に聞きたいんですが、通常の汚泥処理費とは違って、汚泥清掃ということですので、具体的にどういいう作業をするのか、まず教えていただきたいのと、今回、このような事態、予算を組まなくちゃいけない事態になったというのは、施工上の問題点があるのか、単なる管理上の問題。管理上の問題であれば、その責任はどこにあるのか、その辺もう少し詳しく説明していただけますか。

**○上下水道部長（飯田十志博君）**

具体的な作業内容でございますが、それぞれ形式がございまして、当初のこの鵜多須地区につきましてはジャルス3型といまして、生物膜を利用した処理方式になってございます。したがって、サカマキガイですが、それが発生する可能性があるということで、当初、鵜多須地区につきましては事実発生したわけでございますが、それを今度活性汚泥法による処理方式に改修をするというものでございます。

具体的にといいますと、今の処理槽が2系列、沈殿槽、曝気槽とございまして、それぞれ通常曝気槽から沈殿槽へ移るんですが、その接触曝気槽についてサカマキガイが発生する可能性があるということで、それを今度、活性汚泥法にするわけですが、その改修のために底をきれいに洗いまして、活性汚泥法の処理方式に工事をするものでございます。

先ほどの質問で、施工上か管理上の責任かというような御質問でしたが、この生物膜の処理方式ですと、先ほども言いましたがサカマキガイが発生する可能性があるということでございます。したがって、管理上の責任か施工上の責任かという問題ではなく、この生物膜処理方式そのものが発生する可能性があるということで、サカマキガイがどこで発生したのか、ちょっとそこら辺については具体的にはわかっておりません。よろしく願いいたします。

**○21番（永井千年君）**

そうすると、一番最初の方式の導入の判断が間違っておったということですか。それとも、たまたまほかではあり得ないことが起こってしまったということなのか。当初から、ジャルス3型というのはサカマキガイが発生するということが予想されておれば、ほかの方式を選択す

るということがあったと思いますが、その辺のことを言っているんです。だから、その判断が間違っておったのか、どうなのかというところです。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

鵜多須地区を初め八開地区におきましては、ジャルス3型がその当時最高の、農業集落排水事業では適しているということで、一応決定してございます。また、愛知県内においてもこのような施設は数多く、五十何施設もあるかと思えます。

それで、先ほど言いましたジャルス3型につきましては、汚泥の量が少ないのでメリットがあるという当初の計画に基づいて一応実施、導入されたものでございます。たまたまハンディということはないんですけど、その当時にサカマキガイとかそういった生物が発生するのは想定外でございました。これは県の方、もしくは上部の連合会の方でも一応わからなかったという形でございます。ただし、県内においても、飛島村、それからもう一件、県内でございますが、そちらの方でもサカマキガイが発生し、改修をしております。以上でございます。

○21番（永井千年君）

そうしますと、管理をきちっとしておれば、その発生は防止できるということなんでしょうか。管理が悪かったのが、発生しちゃったということなのかどうか、そのあたりどういう判断ですか。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

管理面じゃなくて、これは通常受益者というか、個人の方でも何かの野菜とか、そういったものを洗って、たまたま卵がついていると発生する可能性があるという形でございます。条件的にジャルス3型については、そういったハンディ面があったということでございます、結果論としまして。それで、中には熱帯魚とかそういったものをよく飼ってみえる家庭があると思えますけど、そういった水を集排の中にひょっとして流されると、それが処理場までたどり着いて、そこで温度が高いものですから発生するというのを聞いております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・認定第1号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第12・認定第1号：平成19年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

では最初に、歳入歳出全般的な推移についてお伺いしたいと思います。

6月議会からいろんな場面で愛西市の財政は健全だという言葉は何度も聞いてきているわけなんですが、しかし、一方で財政が厳しいから給食センターを統合しなきゃいけないとか、保健センターを廃止しなきゃいけないとか、また監査委員からの報告でも財政が厳しいから、これからも財政運営を引き締めてやっていかなければいけないような、そんな言葉もあちこちで聞かれております。

今後、少子・高齢化による減税、それから地方交付税の削減も考えられるわけなんですけれども、こうした社会的背景を踏まえて、19年度決算の歳入歳出その他支出等を含めて、どのような評価をされているのか、最初にお伺いをしたいと思います。

それから、二つぐらいずつさせていただきます。

二つ目に行財政の、実績報告書の37ページですけれども、行政評価導入支援委託ということであらうとお伺いしたいと思います。

この行政評価については、議会でも何度か質問させていただいております。私は、他の市で取り組まれている行政評価シートなどで、火葬場の事例を幾つか調べたことがあるんですけれども、そういった中で、火葬炉が老朽化して、新たに建て直しが必要という評価がされている事例の中では、セレモニーホールの必要性についても評価がされて、行政が手がける事業ではなく、民間のセレモニーホールがあればそちらに任せるべきで、民間への圧迫はよくないとか、そういった評価がいろいろされているわけです。ですから、私はこういった行政評価の導入ということがされていたならば、もう少し今の火葬場のつくり方、プロセスも変わってきたんじゃないかなということ、とても残念に思っているわけなんですけれども、多くの自治体で行政がしなくてはいけないこと、どちらとも言えないこと、民間で足りているから行政がしなくてもいいこと、そういったことをしっかりと踏まえて、新たな事業をするかしないかを判断していく必要があると思うんですけれども、こういった委託をされて、行財政評価システムがどこまで進んで、今どう生かされているのか、お伺いをしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

それでは、まず最初の2点について順次お答えさせていただきたいと思います。

19年度決算の歳入歳出全般について評価はどうしているかというお話でございますが、先ほど議員御指摘の中に、少子・高齢化による生産年齢人口の減の傾向にあると。御指摘のとおり、市の総合計画の推計にも、平成32年には6%近く減少するであろうという見込みを立てております。

また、一方では合併算定がえによる交付税等、いわゆる一本算定による差が試算をいたしますと約15億円近く減ってくるであろうというようなことも考えられますし、これが合併してから12年後には歳入減となるということが予想されるということは承知しております。

それで、平成19年度の歳入歳出の数字についてどう評価しているかという御質問でございますけれども、決算はあくまで予算に対しての決算でございます。予算の作成の段階で、持続可能な財政運営を目標に、予算規模、またそれに基づく予算の枠の配当、そういったものをもとに予算編成を実施してきておりますし、財源に関しましてはいろいろ御指摘をいただいております。

ます合併特例債の有効活用に心がけておるといところでございます。

そして、トータル的には、今現在お示しをさせていただいております集中改革プランに沿った財政運営を目標に、現状いろいろ混沌としております政治経済状況を今後よく見きわめた中で、柔軟に対応していく必要があるのではないかとということを実時点では考えております。

それから、2点目の行政評価の関係でございますけれども、現在、どのような状況かという御質問でございますけれども、これは再三御案内のとおり、いろいろ御質問に対してお答えしておりますけれども、現在は総合計画に定めております成果目標を達成するために必要な手段、これはロジックモデルでございますけれども、個々の事業ごとに因果仮説を理論的に組み立てておるわけでございます。その事業ごとに、どの段階で問題があるのか、より具体的に検証する物差しとして、これもあわせて短期、中期、それから長期に、そういった中間指標ですね。そういったものを設定し、現在そのロジックモデルの検証も進めている状況でございます。

それとあわせて、現行の事務事業の成果目標に対して有効であるか、その評価をするための点検シートを作成して取り組んでいる状況でございます。

それで、この点検シートにつきましては、より成果を上げるための手段、先ほど御指摘がございました新規事業、あるいは既存の事業の改善、またその中には廃止も含めて検討すべき事務事業もあろうかと思っております。そういったものを仕組みとして、この有効評価システム、最終的にはここにつなげていきたいということを考えておりますけれども、そういった点検シートの作成に原課挙げて取り組んでいるというのが現状でございます。以上です。

○5番（吉川三津子君）

歳入歳出の部分については後ほど健全化法の数値のところ詳しく再度質問させていただきますけれども、この行政評価の導入の、やはりここをしっかりとさせていただいて、市民にどう進んでいるのかということの公開を早くしていただきたいんです。そのスケジュールがどうなっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

今点検シートの作成ということを申し上げましたけれども、ほぼ企画課の方へ各課から点検シートが提出をされております。それに基づいて、今後中身の精査、それぞれ一つの事業ごとにチェックをかければいいんですけれども、その辺を今後どういった形で内容のチェックを進めていこうかということで、今企画課の中で検討しているのが現段階でございます。

いずれにしても、最終的には来年度の予算編成に向けての査定上の一つの判断する材料として、そういった使い方もできますので、いち早くそういったものを確立した中で、今おっしゃったような公表できる部分もあろうかと思っておりますので、そういったものをいち早く詰めていきたいというふうには考えております。

○5番（吉川三津子君）

ぜひその辺のところは早く進めていただきたいと思っております。

集中改革プランで数値目標を上げられているんですけれども、それは数値だけを追うことはたやすいというふうに思っております。それはどこかでカットするなり、どこかで都市計画税

を取るなり、固定資産税を上げるなり、市民の負担をふやせばその数値は達成できます。でも、福祉が皆さんの望むものが達成できているのかどうか、その辺のところが見えない限り、私は市民の賛同は得られないと思いますので、この行革がどのように進められているのか、いち早く見えるような形にさせていただきたいということを1点要望しておきます。

それから次に、防災無線についてお伺いをしたいと思います。

ちょっとページ数を書き忘れてきたのでわからないんですけども、この防災無線、特に立田の方から御意見をいただいているんですけども、この間うちも大雨が降ったりなんかいたしました。そうすると、天気がよくても放送が聞こえない地域があるということで、お話をお伺いしております。そういった事例がどれぐらい寄せられているのか。それに対して、今後どのような対策をとっていくのか。私自身も実は、お天気がよくて窓をあけても何も聞こえないというところに住んでいるんですけども、そういったところにどのような対策をされていくのか。そんな声も届いているのか、お伺いをしたいと思います。

それから都市計画マスタープランの策定について、実績報告書の105ページですが、これについても一般質問の方で再度詳しく質問はいたしますけれども、この都市計画というのは合併前、立田ですと全村市街化調整区域でしたので、全く無縁のプランづくりだったと思います。私も勉強不足で、今ごろこんな質問をしてはいけないということは反省しているわけですが、市側も同様で、4町村の職員の皆さん、この都市計画についてはあまりかわりがない。10年に1度こういったことが訪れるということで、それほどこういったものにかかわってきた方がいっしょにいないという部分があったかもしれないんですけども、こういうものが何年後にはあるよという情報はあったわけですので、もう少し情報公開と市民参加を進めていただきたかったということはとても残念に思っています。

総合計画の次に大変影響力のある、これから愛西市をどうしていくかという、これはプランです。そこにやはり情報公開がされず、市民参加も全くとは言いませんけれども、乏しい中でこれが進められているというところには、大変私は残念に思っているわけですが、今までどのようなプロセスで進められてきたのか、今後、どのようにされていくのか、その2点についてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に防災無線の関係でございますけれど、これにおきましては16年の4月に旧立田が整備をされまして、全世帯に対応できるようにということで進められてきておりまして、開局後におきましては、今話がありましたように、聞こえにくいというようなお話を承ったことも事実でございます。

その対策でございますけれど、このスピーカーというか、拡声器が集落の中で複数にわたっておるところもあります。そういうようなところにおいてはハウリング現象を起こして、お互いに共鳴し合って引っ張るものですから、その対策としてはボリュームを絞ったり、またスピーカーを切ったりしたり、またスピーカーの向きを変えたりして対応してきておるのが現状でございます。それで、例えば一方で余りにも声が大きくてたまらないというような

ところもあるわけでございます。というのは、そういう地区の方というのは、まずスピーカーの真下に住んでみえる方等があるわけでございますが、そういうような方の中で話を聞いてみますと、夜勤の方とか、また特殊仕事についてみえる方等、皆さんあるわけでございます。そういう中におきましても、私どもはそんな職業まで調べて対応することはできませんので、地区の総代さんにそういうことについても御相談申し上げて、連携を密にして進んできておるのが現実でございます。

そういうような中で、その近くの方はそういう現象なんだけれど、地区全体で考えればそういうことがあってはなりませんので、御理解をいただけるところもありますけれど、いただいていないというのも現状でございます。

それで、今議員が申されましたように、聞こえづらいというようなところにおいては、雀ヶ森とか、また早尾の川並の近所ですか、旧佐織境のところ、そういうようなところからは聞いておりますが、どんな方法というのは、今も言いましたようにだましましととられるかもしれませんが、方向を変えたり、そういうような形で対応してきているというのが現状でございます。

○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは都市計画マスタープランについてお尋ねでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

愛西市の都市計画マスタープランについては、議員も質疑の中で述べておられますように、都市計画法第18条の2に規定をされておりまして、総合計画等の上位の関連計画と整合をとりつつ、土地利用とか都市施設の整備に関する基本的な方針を定めるものでございまして、長期計画的に記載をするものでございます。これにつきましては、コンサル等へ実際に委託をして行って来たわけですが、市民アンケート調査も行って、そういうことをしながら原案の作成をしまりました。

これに当たりましては、まず市職員の中から主任、それから課長補佐の間で構成をいたします都市計画のマスタープランの策定部会を立ち上げまして、その中で案の作成を行い、その後、愛知県の都市計画課、それから海部事務所の職員の皆さんに御参加をいただきまして、市の職員においては副市長以下部長級、それから県から派遣で出ておみえになります次長級の職員の策定委員会という形で構成をいたしまして、今回の19年度の決算に上がっておりますような全体構想編の作成をしたのが経過でございます。よろしくお願いたします。

○5番（吉川三津子君）

防災無線につきましては、鉄塔の下の方たちが大きな音になると大変な思いをしていらっしゃることは重々承知をしております。しかし、一方で、この間のような大雨が降って、岡崎の方でも災害が起きると、いざとなったときに不安を感じていらっしゃるものですから、やっぱりその辺、また見ていただいて、よりよい方法があれば工夫をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○総務部長（水谷洋治君）

今の件でございますが、今はボリュームを絞ったりして調整しておりますけれど、いざ災害が起きた場合の緊急放送になった場合におきましては、最大の音に自動的に切りかわる装置になっておるそうでございます。通常聞こえにくい地域においては、そういうことは待たずに切りかわってしまいますので、制度上はそういうようになっているということは聞いておりますが、現実にはそういうことはまだ起きておりませんので、そういうようなことも頭に入れておくことだけは事実でございますので、よろしく申し上げます。

○5番（吉川三津子君）

その辺も十分聞かれた方にはお知らせしていきたいと思っておりますので、私の方としても機会があればそんなお話をさせていただけると助かります。

都市計画マスタープランにつきましては、一般質問の方で改めてお伺いいたしますので、次の項目、教育委員報酬、決算書の136ページですけれども、教育委員会のことでちょっとお伺いしたいと思います。

愛西市になりまして、2学期制ということで行われていると思っておりますが、今、他の自治体でやはり2学期制は試験の期間も長くなって、範囲も広がったりとか、メリット・デメリットを見直して、3学期制に戻すというところもふえてきているような気がしております。保護者の皆さんからも、いろんな意見が届いているわけなんですけれども、私の考えといたしましては、それぞれ学校の事情とか行事もあるものですから、あえて全市統一して2学期制にする必要があるのかなということは、合併前からずっと思ってきたわけなんですけれども、今2学期制を進めていって、愛西市の教育委員会として、今の状況をどのように評価されているのか、またこれが課題になっているかも含めてお伺いをしたいと思っております。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、2学期制についての評価ということでございますので、私の方から答えさせていただきます。

愛西市では、平成18年度より市内全中学校が2期制を取り入れました。混乱もなく、スムーズに実施されております。

2学期制の評価といたしましては、授業や活動の時間がふえ、教師が子供とじっくり向き合うことができることによって、繰り返し学習による基礎学習の定着や、教育相談の充実につながります。また、週当たりの授業時間の少ない教科でございます音楽とか美術、技術家庭などは1期のうちの授業時間がふえることによりまして、落ちついて作品づくり等に取り組ませることが出来ます。

課題といたしましては、定期テストの間隔が広過ぎることによって学習意欲が持続しないことも上げられますが、評価は1回のテストでされるものではございません。單元ごとにいろいろな評価資料によってなされております。このあたりの説明責任をきちんとしていかなければならないと考えております。以上でございます。

○5番（吉川三津子君）

教育長の方にお伺いしたいんですけれども、今、困難もなくという話が出たんですけれども、

困難はないことはなくて、いろんな御意見が私の方にも届いているし、多分学校の中でもPTA等に出ているというお話は聞いているんですね。具体的に教育委員会の方でこういった議論がされているのか。ある学校については、2学期制にするに当たってあまり積極的ではなかったところも、愛西市になってからあったと聞いてはいるんですけども、今の各学校の考え方はどうなっているのか、その辺お伺いしてよろしいでしょうか。

○教育長（五富利清彦君）

それじゃあ失礼をさせていただきます。

今、吉川議員の方からお話がありました2期制につきましては、実は平成14年度からスタートしたわけでございます。この愛西市の中は合併前のところで、もとの佐屋町の2中学校、それから16年度に八開中学校と佐織の2中学校、最後に18年度にスタートしたのが立田中学校というような流れで進めてまいりました。

今おっしゃいますように、親さんからいろんな御意見がございます。ただ、学校としては授業時数の確保やら、あるいは中学校ですので、ちょうど夏休み前の部活動等にしっかりと取り組んでいただく。あるいは12月の進路指導のところにじっくりと話し合っただけ、そんな利点の中で現在進んでおるのが現状でございます。

教育委員会としては、基本的には学校から申し出があれば検討をして、そしてやってくださいというような話になっております。したがって、以前にも小沢議員の方から一般質問がございましたけれども、現在、小学校については検討をさせておっていただきますけれども、これも学校長を中心に教頭、教務主任等が一つのプロジェクトをつくりまして検討をしておりますけれども、それについてはまたこの3月末のところである程度結果が出てくるのではないかと、そんなふうに思っております。

教育委員会としては、特に学校からいろんな問題が出てくれば、また検討していきたいと、そんなふうに思っておるところでございます。

○5番（吉川三津子君）

ありがとうございます。ぜひ現場重視で進めていただきたいと思います。

学校によっては、2期制でありながらも、実質上3学期制みたいな形をとって工夫されているところもあると聞いておりますので、柔軟に対応をお願いしたいと思います。

次に、児童及び教職員健康診断委託料、決算書の140ページについてお伺いをしたいと思います。

こちらの方につきましては、私たち大人につきましてはメタボへの対応ということで、いろいろ対応がとられているわけですが、以前、私、議会の中でも少し質問させていただいたかと思うんですが、小学校、中学校において血液検査がされておりました。それによって、子供の生活習慣病の把握ということがされていたわけですが、その後実施がされなくなっているわけで、大人に対してこれだけ手厚くメタボの関係の予算が取られていて、なぜ子供にはないのかということをお伺いしております。

私も、愛知県の方でいろいろ県下の資料を調べさせていただいて、子供の生活習慣病のひど

さというのとはとても感じております。今、愛西市の保健センターでは、小・中学生の食事の状況とかも調べて、そういったデータの蓄積が随分されてきたということで感心しております。以前は保健センターは未就園児までの健康管理しかしていませんでした。でも、愛西市になって最近では、小学校のデータも保健センターが入手して、生まれたときから大人になるまでの健康管理がある程度されていく一步が今踏み出されているのかなということ、最近保健センターの皆さんのお話を聞いて、とても私は感心をしているわけですがけれども、今、大変子供の食が乱れていて、生活習慣病というのは深刻な、糖尿病の子供さえ出てきている状況なんですね。それで、こういった子供の血液検査の状況、今再開されたのか、それともまだないのか、今後やっていく予定があるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○教育部長（藤松岳文君）

それでは、血液検査についてお答えを申し上げます。

この血液検査につきましては、平成17年度に小学校5年生と中学校1年生において実施をいたしました。しかし、保護者の方から、学校保健法で定められていない検査項目を実施してもよいのかとの意見をいただきました。したがって、養護教諭、それから学校医の意見・指導のもと、それ以後実施はいたしておりません。現在では、学校医による健康診断を初めといたしまして、結核検査、寄生虫卵検査、ぎょう虫卵検査、尿検査と心電図検査を実施しております。学校医の健康診断を除く委託料につきましては、小・中学校合わせまして約400万円ほどでございます。

また、17年度に実施しました血液検査につきましては、1人当たり1,356円程度でございました。以上でございます。

○5番（吉川三津子君）

この血液検査というのは、愛知県の方で全市町村の資料をいただいたんですけれども、多くのところで実施がされております。もしかして、やってほしくないという意見があって、その弊害が今ないならば、やはりこれは進めていただきたいというふうに思っておりますので、検討を再度お願いしたいと思います。

それから、今保健センターというのは生活習慣病について大変貴重なデータを蓄積されていきますので、ぜひとも学校教育のところと連携をとって、保護者にそういったものが伝わるような工夫を、縦割りではなくて進めていただきたいということをもう1点お願いして、その質問を終わります。

次に、施設修繕工事、耐震工事について、実績報告書の120ページについて質問させていただきます。

安全が大切ということで、耐震工事が進められているということは私も大変評価をしているわけなんですけれども、それとは逆に、こういった工事によって窓が狭くなって、教室の中が暗くなって、ちょっと暑くなってきているという声も届いているわけなんですけれども、これは温暖化の影響等もありまして、熱中症対策として学校に扇風機を設置する学校がふえてきております。昨日、津島市の議会のケーブルテレビ、ちょうどつけたらやっておりまして、そこ

で美和町が全小学校、1教室に4万円程度で扇風機が設置できるということで、津島市も順次扇風機を設置していくということで、きのう議会の方でちょうど一般質問でされておりました。

私は、小学校の低学年というのは、体温調整が大変まだ未熟なものですから、熱中症とかそういうことへの心配は大変あるのではないかと考えております。市長は、就任された直後に佐織中学校にクーラーがあるので、順次クーラーの設置をしていくというふうに言われていたわけなんですけれども、もしかして方針が変わっているならば、直ちに扇風機という路線に変更しなければいけませんので、そういった面でクーラーの設置、それから扇風機の設置、どういった考えで学校の教室の環境づくりの面について考えているのか、お聞きしたいと思います。

市長は前、快適よりも安全ということをおっしゃったかと思うんですけれども、今の教室の暑さというのは快適とかそういう問題ではなくて、健康の安全の問題だと思っておりますので、その点を踏まえて御答弁をいただきたいと思っております。

○教育部長（藤松岳文君）

この件につきましては、先ほど議員おっしゃられたとおり、愛西市では児童・生徒の安全を第一に考え、耐震補強工事を最優先して進めております。空調設備につきましては、耐震補強工事が終了した後、最重要検討事項だと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○5番（吉川三津子君）

空調というと、クーラー設置の路線がまだ続いているのか、そうではないのか、具体的にいつごろから耐震が終わって、この問題に何年度から取り組まれる予定なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○教育部長（藤松岳文君）

先ほど申しあげましたように、耐震工事が終わった後ということでございますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○5番（吉川三津子君）

市長、耐震はいつごろ終わる予定なのか。

○教育長（五富利清彦君）

今の予定では、22年度にすべて終わる予定でございます。

○5番（吉川三津子君）

じゃあ22年度耐震が終わった段階で、すぐにこの空調の関係、クーラー等も含めた対策をとっていくというふうに判断してよろしいということですね。

では、あと園舎保全工事、決算書の96ページですけれども、工事内容がどういったものか、1点お聞かせいただきたいと思っております。

それから次に、学校給食管理費、決算書の161ページでございますが、昨年も給食食器の素材について指摘をさせていただきました。私も七、八年ほど前に愛知県下のすべての自治体の給食食器素材についての調査をしたことがあるんですけれども、当時、環境ホルモン物質ということが盛んに報道されていて、そのころ、ポリカーボネートの素材にビスフェノールAとい

う環境ホルモンが含まれているということで、その素材の食器が随分減ったんですが、その後、また環境省の方がそれほど影響がないという発表をしております。しかし、また最近になって、このポリカーボネートは環境ホルモン物質であるということで、また環境省の方が調査しているわけなんですけれども、私はポリカーボネートというよりももっと驚いたのは、海部郡でまだメラミン樹脂の食器が使われているということに、この七、八年前に大変私は驚きました。このメラミン樹脂というのは、ホルムアルデヒドが少しきずがついただけで出るということで、全国で徐々にこういった食器は廃止の動きがあったものですね。それがいまだに使われていたということで、何度も改善してほかの素材に変えるべきではないかということをお訴えてきたわけなんですけれども、今子供たちのアレルギーが随分ふえてきている中で、環境物質暴露というのは最小限に抑えていく必要があると思うんですけれども、こうした給食食器について、教育委員会の方ではどのような議論がされているのか、具体的にあれば教育長の方から御答弁をいただきたいと思っております。

○教育長（五富利清彦君）

特に議論はしておりません。

○福祉部長（加賀和彦君）

園舎の修繕の関係でございますが、佐屋中央保育園の外壁の補修並びに外壁の塗装工事、それと永和保育園のベランダの修繕、それからひさし部分の補修等、そういった工事でございます。

○5番（吉川三津子君）

学校給食の食器の件ですけれども、今給食センターの建てかえの問題も起きておりますので、あわせて徐々に、より安全な、とにかく、多分教育長も御存じのようにアレルギーの子供が本当に異常なほどふえている状況でありますので、一番に子供たちの安全というところに私は税金を使っていただきたいと思っておりますので、それは一つお願いをしておきたいと思っております。

あと保育園の関係ですけれども、小・中学校では耐震工事が進んでおりますけれども、保育園の耐震工事、そういったものは具体的にどのような計画になっているのか。それから、これも市長が就任された直後に佐織保育園の建てかえについても前向きに取り組んでいくというお話があったんですけれども、この2点について、今後の計画はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

耐震につきましては、先ほどからもお話しありますように、今は学校の耐震ということが中心になっておりますので、その後ということで市の内部でそういう合意がありまして、私どももその後取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから佐織保育園の建てかえの件につきましては、旧佐織町時代に場所の選定等で二転三転したということは承知しておりますが、現在のところ、まだ動きは私どもとしてはしておりません。

○5番（吉川三津子君）

そうすると、保育園の耐震については具体的にいつごろからやるとか、そういったことは全く計画に上がっていないのか、それとも何年度ぐらいをめどにスタートしたいとか、そういったものはあるのか、お伺いをしたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

私どもとしては耐震診断等の予算の確保に向けて、要求はさせていただいてはおるんですけど、財政的な問題でもう少しということになっておりますので、財政が許すときになりましたしらすぐやっていきたいというふうに思っております。

○5番（吉川三津子君）

先ほどから、安心より安全ということを市長は言われているわけで、ずっとこの保育園の問題が放置されているというのは、今までの答弁から矛盾することでありますので、私は一番にやることは一体何なのかということをごきちと考えていただきたい。今まで答弁を聞いておりますと、何を一番に最優先にやっていくのかというところが一転二転しているように感じられてなりませんので、最後ですけれども、その辺、私は子供たちの命をきちと確保できる、健康を確保できるところに、子育て支援を市長もしていくとおっしゃっているものですから、そこら辺に一番に力を注いでいただきたいと思っておりますので、最後にその要望をさせていただきます。以上です。

○議長（加賀 博君）

ここで10分間の休憩をしたいと思います。再開は35分からお願いいたします。

午後 2 時24分 休憩

午後 2 時35分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、26番・宮本和子議員、どうぞ。

○26番（宮本和子君）

19年度の一般会計決算について何点かお尋ねしますので、よろしくお願ひいたします。

第1点目ですが、48ページの相談委託料1,280万円ほどであります。相談実績と内容がどのようなになっているのでしょうか。

また、2点目ですが、56ページ、暮らしを育てる資金融資預託金3年間ですが、利用がありませんが、相談はあるのか。なぜ利用されないのか、お尋ねいたします。

それから59ページの敬老式、あすも佐屋で行われますが、70歳以上の高齢者が200人から600人に増加しているのに、敬老式の参加者が、特に佐屋、立田地域では半減しております。長寿をお祝いするというのなら、もっと高齢者が参加しやすく、その日ももっと楽しんでいただける内容にすべきではないかと考えます。その点をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

それから4点目ですが、60ページの孤立死ゼロ・モデル事業の内容と今後の取り組みについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

まず4点、先にお尋ねいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

まず相談委託料1,280万円でございますが、こちらの方につきましては愛西市の社会福祉協議会、並びに青い鳥医療福祉センターの方の2カ所に委託をいたしております。社会福祉協議会の方におきましては、手帳の相談、制度の相談、補装具ですとか職業、それからサービスの相談、そういった内容の相談に乗っていただきまして、平成19年度で694件でございます。それから青い鳥医療福祉センターにつきましては、障害児の保護者やわかば園の職員等へ専門的立場から障害児療育に関する相談や指導をお願いしておるものでございまして、平成19年度で114件ございました。

それから暮らしを育てる資金、利用しない理由はということですが、相談はちょこちょこあるわけでございますが、つい最近も2件ほどあったわけでございますが、貸し出しには至っておりません。実は、窓口としては社会福祉課の方で行っておりますが、実際の貸し出し等につきましては銀行の窓口の方へ行っていただくということで、そういった不便さということがあるのかなということも思いますし、貸し出しに至るまでの日数が、若干保証の方の審査がありますので、時間がかかるというようなこともあって利用に結びつかないのかなというふうに思っております。

それから敬老式の関係ですけれども、半減というお話がありましたが、平成17年度につきましては佐屋の場合は尾張温泉の方で行いまして、その後、18、19と今のような形式にしてきたわけございまして、そういったことで半減かなというふうには思っておりますが、ただこの式典の持ち方につきまして、近隣等尋ねてみましたが、弥富市さんの場合は尾張温泉に80歳以上を連れていってられるようですけれども、他のところにおきましてはやはり式典、アクション、そういった形が多うございまして、こういった形の宿命なのかなということをおもっております。

それから孤立死ゼロ・モデル事業の内容でございますが、孤立死が社会問題化になっておりまして、愛西市におきましても今後そういった単身の高齢者、あるいは高齢者のみの世帯が増加するであろうということを念頭に、厚生労働省のモデル事業として孤立死の予防、早期発見に対する整備を目的に実施したわけでございます。内容につきましては、愛西市孤立死ゼロ・モデル事業実行委員会を設置いたしまして、モデル地区といたしまして佐織地区の河畔地区を設定いたしまして、相談・連絡窓口の設置、地域支援ネットワークの構築、緊急時のための情報網・連絡体制の整備等の協議、孤立死防止・早期発見のための体制整備、そういったことを協議してまいりました。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

では、1点目の方から少しお聞きしますが、件数としては694件、社福でしているということですが、対応される職員というんですか、そういう点では専門性とか、そういった職員何人ぐらいで対応されておりますでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

2名が現在当たっております。

○26番（宮本和子君）

障害者の関係も、自立支援法の関係で随分制度が変わったということで、そういった点での相談もたくさんあるかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

そういった自立支援法による認定の相談ですとか、それから認定を受けた後のサービスにつながる、そういった相談もございます。

○26番（宮本和子君）

これだけ相談もあるということですが、これはこういった相談窓口は当面も社会福祉協議会と青い鳥の2カ所で続けていくということになりますか。今就労支援でセンターを設けているところもあるわけですが、そういう点では他のところでの相談窓口というのか、身近なところで相談もしやすいという状況も生まれてくるとは思いますが、そういった点では他の施設、愛西市にも民間もたくさんありますが、そういったところでの相談も含めて今度拡大をしていくとか、そういうお考えはあるでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

7月には自立支援協議会というのを立ち上げまして、それぞれ部会等も立ち上げて、先ほどお話しありました就労支援センターの方への相談といたしますか、そういったことがあれば、そこで解決できるものはそこで解決をしていただきますが、そうでない部分については連携をとり合って、他のところにつなげるとか、それから当然市の窓口へ相談に見える方もございますので、そういった方々の対応についても市の職員がきちっと対応すると。いろんな相談があったところは最初の窓口でございますが、自立支援協議会を中心にしてそれぞれ関係部署がネットワークを持って対応していくと、そんな体制をとっておるところでございます。

○26番（宮本和子君）

そういった意味では、連携をとって、それぞれきちっと相談されたことに対して対応ができるということは本当に大切なことで、もう少し愛西市全体の障害者の状況とか、相談内容が具体的なサービスまできちっと対応されるということは本当に大切なことですので、ぜひ今後もそういった連携プレーをより一層深めてやっていていただきたいと思います。

それから2点目ですけれども、暮らしを育てる資金、相談はあるけれどもなかなか貸し出しが難しいということですが、今これだけカードローンなどで金利の高い状況の中で、市民の皆さんが大変苦しんでおられて、そういう点ではもっと借りやすいシステムにしないと、この制度がせっかくありながら利用できない、それでは何のための暮らしを育てる資金という制度なのかという点では、こういったカードローンで苦しむ前に、多重債務になる前に利用できる方法を考えないといけないのではないかと思いますので、ぜひこの制度を生かされるような形で検討していただきたいと思いますが、金融機関も幾つか拡大していただいたり、そういう点では市の方もある程度借りやすい方法で少しずつ拡大しているにもかかわらず利用がないということでは、もっと利用しやすい制度にしていきたいと思いますが、その点はいかがでしょ

うか。

○福祉部長（加賀和彦君）

この制度につきましては、金融機関の貸し出しの商品に乗っかっておるといような制度でありまして、結局市の方から預託をすることによってそちらの方の金利を下げてくださいとか、保証料の助成をさせていただくというところがメリットがあるわけではありますが、返済が滞った場合の債務の保証なんですけれども、これを今民間の保証機関に依頼をしておる現状でございますので、そちらの方の条件等がありまして、そういった審査の時間とか、借りられない場合が出てくるわけでございます。したがって、市が金融機関の債務を保証するといような抜本的な改正でもすればまた変わってくるかと思いますが、現段階ではそこまでは考えておりませんので、金融機関の現在の商品に乗った形の制度でありますと、やはり限界があるのではないかとこのように考えております。

○26番（宮本和子君）

今は金融機関の一つのサービスの一環ということですが、やはり制度が利用されないという意味がないので、債務の関係もどうするかという問題も出てくるかとは思いますが、市がもう少しこういったせつかくの制度を利用していただける方向で検討するという気持ちがないと、この制度は幾らあっても利用しにくいと。そういう制度では何もならないと思いますので、ぜひ今後は借りやすい制度にするということで検討を加えていただきたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

市の方では、暮らしを育てる資金の融資制度ということでございますが、社会福祉協議会の方ではふいの出費にということで、10万円を限度ではございますが、同じような名前ですが暮らし資金ですとかつなぎ資金ですとか、そういった制度も持っておりますので、相談の内容に応じてはそちらの方を紹介するとか、そういったことも行わせていただいております。

ただ、実は暮らし資金は17件の未返済がございまして、つなぎ資金は8件の返済をされていないという状況がございまして、大変職員の方がそういった返済の督促等で苦勞しているといような状況もございまして、先ほども返済のない場合の債務の保証を保証機関に依頼するといようなことで対応しておるわけでございますが、やはり返済のことを考えますと、どうしても難しい部分が出てくるのではないかとこのように思っております。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

そういう返済、実際にはそれだけあると難しいというお話もあろうかと思いますが、せつかくの制度ですので、利用しやすい制度にぜひ今後も考えて、他の市町村なんかもこういった制度を設けているところもあるわけですから、そういう点でもお互いに検証しながら、よりよい市民のための制度にぜひしていただきたいと思っております。

3点目ですけれども、敬老式、私も佐屋町時代から尾張温泉での敬老式からずっと参加させていただいて、本当に高齢者の方が年に1回、敬老式で出会うことを楽しみにしている方がたくさん見えるわけですが、あすは中央公民館でやられるということですが、なかなか足を確

保するというのも難しいようですけれども、私はもっと地元で行われる敬老式なんかには援助をして、もう少し地元へ足を運んで敬老式、地元の皆さんと一緒に長寿を祝うということをしていただくのがいいのではないかと思います。私も先日、地元の敬老会に参加しましたが、会員の方の踊りや大正琴、本当に懐かしい歌を歌いながらのプレゼント交換や、毎年いろいろ工夫されてお金のかからないやり方でやっておられますが、最高齢の103歳の方も、短時間ですが参加していただきました。そういった点では、本当に心のこもった敬老式だったなあというふうに今も思っておるわけですが、そういったことで、もっと地元で行われる敬老会に援助する方も片一方ではあるかと思しますので、その点はいかがでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

地元の皆さんの御意向もあろうかと思いますが、確かにそういった形でやっておる市町もあるように見受けられますが、御意見として承らせていただきたいと思えます。

○26番（宮本和子君）

では、形だけの敬老会よりも、そういった本当に楽しんでいただける形の敬老会にぜひしていただきたい。市民みんなで長寿を祝うということも必要かもしれませんが、やはり地元の皆さんと御一緒に、地元の高齢者の方の長寿を祝うということも大切なことだと思います。

それから4点目ですが、孤立死ゼロの問題で、佐織の公民館で大会がありまして、私も参加させていただいて、愛西市のこういった取り組みを初めて知りまして、今後の取り組みですね。具体的にはモデル事業として1年だけのモデル事業でしたので、これからこうした孤立死ゼロにしていくにはどうしたらいいかと。現実に愛西市になっても何件かあったということで、私もこんなに孤立死される方があるんだなあという驚きもありましたので、そういう点では具体的に今後どうするのかということが求められておりますので、その点の見解をお聞かせ願いたいと思えます。

○福祉部長（加賀和彦君）

おっしゃられるように、継続していくということが大切なことだというふうに私ども思っております。モデル事業としては1年限りでございますが、今年度も引き続きまして、相談・連絡窓口につきましては高齢福祉課、地域包括支援センター等を窓口といたしておるわけでございますが、広く周知をさせていただいたり、地域支援のネットワークということで、新聞販売店とか牛乳販売店、そういった方々のところを回らせていただきまして、ひとり暮らしの方の異変等の通報のお願いをしたり、愛西市内で仮にそういった死亡事故等の事例ができますと、そういったところの要因等分析をいたしまして、今後に生かすための調査・研究とか、そういったことは今後も続けていくつもりで、地域包括支援センターの方に取り組んでもらっております。

○26番（宮本和子君）

では、5点目にまいります。雑入についてお伺いしたいと思います。

福祉作業所の工賃310万円が出ておりますが、各作業所ごとの内訳はどのようになっているのか。今まで決算書に出てきませんでした。それは理由があるのでしょうか。その点をまず

お伺いいたします。

それからまた、雑入の2点目としては、児童館の間食が平成18年度の決算では掲載されていましたが、今回19年度ではなくなっておりますが、その理由は何か。

また、その他で5,000万円もあるんですが、その内訳の主なものについてお聞きしたいと思います。

そして6点目ですが、永和荘の入湯税が195万円計上されておりますが、20年度末で永和荘が閉鎖するということを知っておりますが、このまま永和荘は処分されるのでしょうか。県から情報があればお聞かせ願いたいと思います。

それから7点目ですが、平成19年度には児童クラブ定員以上の待機者が出るということで、NPO法人愛西児童老人ふれあい館や、また草平福祉館の民間の放課後児童クラブができましたが、待機児童の解消はできましたでしょうか。また、他の児童館でも希望者がふえていると聞きますが、定員以上の希望者の実態がどのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

そして8点目ですが、先ほども吉川議員からも質問がありましたが、安全第一ということで、小・中学校の耐震補強工事が22年度には終わるということで先ほどもお聞きしましたが、やはり子供の施設として学校と同様に、保育園の耐震補強工事は私も急がなければならないことだと考えます。耐震補強工事の計画はどのようになっておりますか。耐震診断は行われているとは思いますが、そこら辺もどうなっているのか、ぜひお願いしたいと思います。

その4点についてお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、福祉部に関係するところから先にお答えをさせていただきます。

まず作業所の工賃の関係、310万ですが、佐屋地区ののぞみ作業所と八開地区の八開福祉作業所につきましては直営ですので、こちらの方で計上をしております。額としましては、のぞみ作業所が259万円、八開福祉作業所が51万3,000円強ということでございます。立田福祉作業所と佐織福祉作業所につきましては社会福祉協議会に委託ですので、一般会計は通っておりません。ちなみに額といたしましては、立田福祉作業所が26万2,000円、佐織福祉作業所が230万9,000円でございます。千円未満は切り捨てでお答えさせていただきましたので、よろしくお伺いいたします。

それから児童クラブの間食代でございますが、雑入の中のその他の部分で139万9,000円入っておりますので、よろしくお伺いいたします。

それから永和荘の関係ですけれども、今年度末で廃止ということになります。その後、私どもが今聞いておりますのは、県庁内で活用される部署を募集いたしまして、それがなければ処分するというようなことを聞いております。

それから児童クラブの待機の関係ですが、19年度いろいろ皆さんに御心配をおかけいたしました。現在では旧佐屋地区のふれあい館、旧佐織地区の町方児童クラブ、ほのぼの児童クラブ、そういった補助制度を設けて、そちらの方で担っていただいております。若干申し込

みのずれ等、時期等によりまして少し待っていただくというような状況はございますが、昨年のような人数の多い待機はございません。

それから他の地区でございますが、やはり児童クラブはどこもふえている状況でございますが、施設や指導員の配置など工夫をいたしまして、できる限り受け入れるという状況で進めております。

それから耐震の関係ですが、先ほどもお答えさせていただきましたように、実は耐震診断もまだやってないわけでございます。そういうことで、こちらも先ほどお答えさせていただきましたように、財政の許すときが来ましたら早速やりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私の方からは以上でございます。

○企画部長（石原 光君）

それでは、私の方からは雑入のその他5,000万円の内訳の関係についてお答えを申し上げます。

それで、主なものといたしましては、これは18年度、過年度精算分に伴う返還金ということで、高額療養費返還金が1,827万5,000円、それ以外といたしましては、職員の駐車場使用料が675万2,000円、それから公営競技均てん化助成金という、これは県からの助成金でございますけれども491万5,000円、それから先ほど福祉部長が答えております福祉作業所工賃が310万4,000円、それから児童クラブ間食代として138万6,000円などが主なものということでお答えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○総務部長（水谷洋治君）

先ほど議員が言われました永和荘の関係で、入湯税195万円と言われたと思うんですけど、実質的には192万9,750円でございますので、その点御訂正方、よろしく願い申し上げます。

○26番（宮本和子君）

今、雑入の問題では、何かその他に随分大きな金額が載っているの、大きな金額はきちっと雑入の決算のところに載せていただくという方向性をとっていただくといいかと思えます。少ない金額もあれですが、大きな金額についてはきちっと網羅していただくと。その他で5,000万はちょっと多いのではないかと思いますので、今後掲載については考慮していただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それから福祉作業所については、八開についてもものぞみについても、委託をしている立田、佐織についても小規模作業所ということで、県の補助を受けて自立支援法での1割負担は今のところありませんが、今後自立支援法の関係ではどのような経過になっているのか、その点をぜひお聞かせ願いたいと思えます。

○福祉部長（加賀和彦君）

23年に立田の福祉作業所、あるいは佐織の福祉作業所の最初の指定管理の期限が来るわけでございますが、それ以降、できたら足並みをそろえた形で新体系に移行できたらというふうに思っております。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

23年に指定管理を、今直営でやっている八開ものぞみもそういう形になるというお話なのか。私が聞いたのは、自立支援法の関係で県が小規模作業所というので1割負担がないので、その点でどうなったかということで聞いたんですけれども。

もう一つ、新体系ですということとは具体的にどういうことなのか、その2点をお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

新体系では、作業所という区分はなくなりまして、就労AとかBとか、そういった形になりますので、どの形の事業として今後進めていくかというところが新体系の移行に対することでございまして、その辺もこれからの障害者施策のあり方をよく考えて、今それぞれの作業所等でそういった案を練っていただいておりますので、そういった節目といたしますか、切りのときをつかまえて新体系に移行していきたいと。指定管理にするかどうかということについても、一緒に検討しているところでございます。以上でございます。

○26番（宮本和子君）

今、特にのぞみ作業所の職員の体系を見れば、正規の職員も多いし、作業所の作業生も多いということでは、指定管理にしていくということでも大変難しい問題が出てくると思いますが、そういったことをどういう形で今検討されているのか、その点はどのようになっていますか。

○福祉部長（加賀和彦君）

全体的に規模を縮小するというようなことは、今の段階では考えておりません。今後の養護学校へ行ってみえる児童・生徒さんの推移等を見ましても、縮小できるような状況にはないというふうに思っておりますので、この規模を下回るようなことにするつもりはございませんし、新しく就労支援センター等を始めまして、精神の方の問題も大きく浮上しておりますので、そういった方の作業所等もどうするのかということもありますし、そういったいろんな問題が相談事業をやったことによって出てきておりますので、そういったことも含めてどういう方向で行くかというところを今検討しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○26番（宮本和子君）

愛西市全体として、障害者の作業所としてふさわしい働く場所として、ぜひ今後も考えていただきたいと思います。

それから6点目の永和荘の問題ですが、県庁内で活用を募集しているということですが、具体的にはお聞きになっているのでしょうか。どのような形で募集をしているのか、そこら辺はどのようにお伺いしているのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

県庁内部の検討の状況については、申しわけありませんが、こちらの方では聞いておりません。

○26番（宮本和子君）

そういう点では、3月末で今の永和荘は閉館をするという形だけれども、すぐに処分をして

更地にしちゃうとか、そういうお話ではないということは確かでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

同じような施設で湯谷の老人福祉館があるんですけども、そちらの方も既に閉鎖をされておりますけど、まだ現在建物は建っておりますし、蟹江高校もまだ建っておる状況で、ああいふのを見ておりますと、すぐ壊すというようなことはないんじゃないかということは思いますけれども、いずれにしても閉館の後は県の高齢福祉課から財政課の方に所管が移るといふ、財産管理の方に移るといふことですので、そちらの方の考えがどういふことになっていくかといふ推移をこちらとしても見守っている状況でございます。

○26番（宮本和子君）

まだ周辺の方や、今永和荘では3月末で閉館しますのでよろしくといふことで、今までの利用者の方にいふ案内のはがきが届いているといふことで、結構何人かの方から、「本当に閉館しちゃうの」「何とか愛西市で使える方法はないの」といふいふ声もたくさん聞いておりますので、まだ私たちが利用させていただいていますが、グラウンドゴルフも愛西市の市民の方もたくさん使っておりますので、何らかの形で県の方に、違つた形でも、民間に委託するでも何でもいいんですが、ぜひ継続して使えるいふ方向で県の方には要望を出していただきたいと思ひます。

それから7点目ですけども、私は永和の児童館の方が相当狭い施設で、隣の防災コミュニティセンターの一室を借りたりして、本当に座るだけで、そこで遊ぶといふことは全然できない状況の中で、何か狭いところに押し込められているいふ感じがすごくするんですが、いふいふところでは定員以上といふのは、入るだけ、できる限り入れて受け入れるといふ話では、そこにいる子供たちは預かってもらっているだけと。おやつもあの狭い中でお互いに隣同士がくっついて食べている状況ですので、いふいふ点では、もう少し広く改善するとか、定員以上に入っているといふことは確かですので、あの状態を続けるといふことは、せつかく児童クラブのよさといふのが生かされません。ただ預かってもらっておるいふだけのものになっておりますので、そこら辺の改善をするいふ考えはないでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

改善といひますか、先ほども申し上げましたように、私どもとしては補助制度等も設けて、いふいふ形で手を挙げていただける方があればいふいふところをお願いをするいふいふ方法もとっておるわけございまして、いふいふ形で児童の健全育成に努めていきたいと思っております。

○26番（宮本和子君）

じゃあ永和地区で限つて言へば、どこかNPO法人とか、いふいふところで希望者がない限りは、今のところは何ともしようがないと。そのままの状態、幾らでも入れてやっていくいふ方向で考えてみえると。ほかのところはないですか。定員以上の児童館は。

○福祉部長（加賀和彦君）

佐屋児童館が現在53名です。それから佐屋西児童館が49名、市江児童館は17名ですが、永和

児童館が47名ということで、佐屋地区については、佐屋の児童館につきましてはふれあい館がありますけれども、まだ53名の子供さんたちが利用していただいております。

○26番（宮本和子君）

今後、もう少しそういう点では定員に見合うというのか、これだけたくさんの方が、私は定員以上ではないかということで定員がはっきり示されませんが、やっぱり抜本的な改善をしなければ解消できないと思いますが、その点は強く改善を求めています。

それから8点目ですけれども、先ほどもまだ耐震診断もしてないということですから、これはもう工事する前に、中学校が補強工事を終わってから診断じゃなくて、診断をまずやっていただかなければ、具体的には改修の方も進まないわけですが、その点でぜひ保育園、特に永和保育園は老朽化が一番しているのではないかと思いますので、早急に、いつ起こるかわからない地震に対して対応できないと思いますので、ぜひ診断だけでも先に行うというお考えはないか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副市長（山田信行君）

先ほどの吉川議員にもありましたように、保育園の関係を無視してきたわけではなくて、最近耐震の基準が変わりまして、たしか昨年あたりから2階建て未満の建物についても耐震補強の対象になったというふうに私どもも思っております。ですから、小・中学校が22年度で完了いたしますので、それ以降で早速工事が着手できるよう、事前に耐震診断には当然入っていきたいという考えでございます。

○26番（宮本和子君）

以上で、ぜひ早急に保育園での耐震診断の準備も行っていただきたいと要望しまして終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、通告に従ってやっていきます。

まず最初に、第1款の議会費の方、職員給与に関係しまして質問をいたします。

この議会事務局に関しては、基本的に議会として当然決めていかなきゃならないということは重々わかっているんですが、しかし愛西市全体の職員体制の中での問題でもありますので、その点を含めて質問をいたします。

愛西市の議会事務局の人数というのは、近隣の他の市に比べても非常に少ない。体制そのものが非常に貧弱であるということは、副市長、市長も御存じだと思います。やはり議会事務ということに関して言うと、議会の中での議員との関係についてもそうですし、また議会運営そのものを円滑に、また議会そのものをさらに深く運営できるような形にしていくためにも、人的な充実というのは求められるわけでありまして。そういう点で、決して4人で十分にやれるような仕事ではないというふうに思いますので、そういう点でも人的な充実ということが非常に

求められています。

その点で、議会として市に対して要望していくことも重要だと思いますけれども、市としてその点についてどのように考えているのかについて、まずお聞きしたいと思います。

それから2点目として、2款の総務費の地域安全相談員についてお尋ねをいたします。

先ほどから暴力団関係の対策等も含めて地域相談員の方にいろいろ相談をしているんだというお話がありましたけれども、具体的に防犯指導とか啓発とか、交通安全対策とかで具体的にどのような活動をされているのか。また、暴力団等も含めた不当要求の行為に対する対策で、実際にこの間、愛西市の中でそういった事例があったのかどうかについてもお尋ねをしたいと思います。

とりあえずその2点でお願いします。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、議会事務局の人的充実の関係でございますけど、これにつきましては議員が先ほど述べておられますように、定数といたしましては5人となっております。それで、合併当初から今日まででございますけど、事務局への配置人員としては4人体制でございまして、定数上からいけば1名不足しておるわけでございます。そういう中で、4人の職員の方は、1人を補うかのようにして、お互いにカバーをし合って今日まで仕事に努めてもらっておるわけでございます。

その中で、今言われましたように、人的な充実ということでございますが、議員がおっしゃっておられますように、市役所全体としての職場、任命権者こそは違いますけれど、全体的な人員の中からおのおの配属を考えております。そういうような中で、現在たまたま合併当初から5人に対して4人の配属とはなっておりますが、全体の中での配置でございますので、御理解がいただきたいと存じます。

次に、2点目の地域安全相談員さんの関係でございますけど、これにつきましては、平成19年度、昨年度から防犯活動の助言者といたしまして、警察OBの方を嘱託としてお勤めいただいております。その勤務の内容等でございますけど、週30時間ということで決めてございまして、現在の状況といたしましては、各庁舎を曜日を決めまして巡回というか、そちらの方で勤務をしていただいております。またその中で必要に応じまして職員の相談相手としてアドバイスをいただいております。

あわせて、警察OBということでもございまして、津島署とのパイプ役をお願いいたしましたり、また庁舎内での書類の不当申請とか、理由もなく市民、住民の方については職員に対して大きな声を発せられるときもございまして、恫喝とも受け取られるような行為がある場合もございまして。そういうようなときには、その方についていただくなり、またそういうような場面に出くわした場合は携帯電話で、相談員の携帯電話は職員に知らせております。そういうような中で、携帯で呼んでいただいて、その席に同席するというような対応をとっていただいております。

また、回数こそは少のうございまして、連れ去り未遂とか、また痴漢行為とかいうことが

あった場合におきましては、この相談員におきましては青色回転灯つきのパトロールカーで常時乗っておっていただきますので、そのパトロールカーにおきまして巡回なり巡視をしていただいております。特に市民の方から市職員に対しまして、大きな声を出しての交渉とか折衝というようなことが合併当初から場面場面で随分あったわけですが、この方が来ていただいたことによりまして、かなり減少してきておるとというのが現状でございます。

それから不当要求の対策についてでございますが、これにつきましては愛知県警の刑事部の組織犯罪対策課が主催されます不当要求防止責任者講習会が毎年実施されております。これは旧町村時代からでございますけれど、そういうようなことがございます。そこで部課長並びに施設長ですね。例えば児童館とか、また管理職以外の者が施設長になっておるところもございます。そういうような方につきましては、責任者に任命すると同時に責任者講習会を、これは基本的には3年に1度ずつの講習ということでございます。そういうようなことで、職員を講習として受講させております。また、本年度からは消防署の管理職におきましても、このような講習に加えておりますので、このような体制で対策を講じておるところでございます。以上でございます。

○10番（真野和久君）

まず議会事務局のことについてですけれども、5人必要なところを4人で頑張っているということですが、幾ら職員全体の体制のことを考えながらといっても、結局ふやさないのでは、これ以上のさまざまな職務をやることは不可能です。実際、我々議員としてもいろいろと職員と相談しながら進めたいことがあっても、はっきり言えば言えない状況になっているということも認識していただきたいと思うんですね。定数5であっても、それ以上に配置されているところはかなりありますし、そういう点でも、やはりこの状況を放置しておいていいのかと。特に管轄が違いますから、市当局としてなかなか見えないところもあると思うんですね。そういう点でも、このまま放置しておくのはよくないと思いますので、ぜひともそこら辺は真剣に考えて、職員定数の関係から人手が回せなくてしょうがないということではなくて、事務量の問題とか、そうしたことを含めてきちっと検討していただきたいと思っておりますけれども、その点はどうかどう考えますか。

○副市長（山田信行君）

議会事務局の職員4人ではございまして、現在では少数精鋭の体制で事務処理をやっておってくれるわけですが、議員の方々の調査・研究活動に支障を及ぼすような体制ではいけないので、そういったことがあるのであれば、私どもまた後ほど議長さん方とも御意見をいただいて、新年度に向けて配慮しなければならないと、そのように考えております。

しかしながら、一つ参考までに申し上げますと、19年度に私ども庁舎全体の業務量調査を行ってまいりましたところ、現在の議会事務局の体制においては理想的な人数というような結果も出ております。そういうこともつけ加えまして、新年度に向けて本当に考慮しなければならないということであれば、市役所全体の職員配置を見まして考えさせていただこうと思っております。

○10番（真野和久君）

理想的な人数ですか。実際の業務量が、人数によって当然業務量がふえる場合もありますので、今の業務であれば理想的かもしれませんけれども、そういった点も含めてぜひとも考慮していただきたいし、また我々としても、議長を通じて申し入れをするように努力していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

それと、二つ目の地域安全相談員のことについてですけれども、今の説明を聞いていますと、市の庁舎内のさまざまな対応が中心で、市民に対しての地域安全相談という部分というのがなかなかない。週30時間の中でなかなか難しいかもしれませんが、そういうのがないというふうに非常に感じるんですが、そうした点についてどういうふうに考えられているのかということをお尋ねしたいのと、それからさっきもちょっと質問したんですけど、不当要求行為等というのは現状ではないんですね。あと、いわゆる市民の方からの恫喝というのは減ったと言われていますが、具体的に数字が上げられればお願いします。

○総務部長（水谷洋治君）

市民の方への関係でございますけれど、私どもとしても例えば市の行事ですね。納涼まつりとか、そういうような関係においては、勤務時間ではないわけでございますが、事前にこういう行事があるから連絡がとれるようにしてほしいということで、自宅の方で待機をしていただくようなこともお願いをしておりますし、また職員が来庁者に対しての対応の関係で、非常に声が大きくなったり、恫喝ととれるような場合もあるわけでございます。そういうようなときには、隣に座っていただくことによってかなりやわらぎます。というのは、言葉がちょっと汚いで申しわけございませんが、例えばその方が隣へ来ていただいたときに、相手方は、この方はだれですかということをお聞かせますと、「私どもの地域安全員でございます」ということを言うと、「何だ、ポリOBか」というようなお答えがあつて、愛西市もそういう職員を雇用をしておるのかということで対応そのものが突然変わります。そういうようなこともございますので、私たちとしては、市民を選ばませんけれど、そういうような方への対応において非常に助かっておるといのが現状でございます。

その件数が何件というところまではつけておりませんが、お互いに各庁舎で抱えている問題等においては、その方に遠慮なく、また忌憚なく相談をして、適切にアドバイスを受けておるとい気持ちでおるわけでございます。以上です。

○10番（真野和久君）

市民向けというのは、ある意味こういったことでいろいろと仕事として働いていただいていることと言うと、市民向けに表に立って啓発事業などはやられないのかということをお尋ねしたんですが、そういう予定はないんですか。

○総務部長（水谷洋治君）

市民向けの、例えば今の犯罪というか、未遂等で、昨日も佐織地区で巡回パトもしておるわけでございますけど、その時間を見つけては、市内をずうっと回っておつてもらう。また、そういうようなことが起きた場合においては、しばらくの間はそちらの方を重点的にパトロール

というか、巡視をしておっていただくことも多々ございます。

○10番（真野和久君）

わかりました。

次に、あと2点お願いします。

一つは、地域防災計画の修正委託が毎年出ているんですが、この修正されたものの公表というのはどうなっているのか、教えていただきたいというのと、それから2点目として、民生費の86ページですけれども、シルバー人材センターの補助事業で、シルバー人材センターそのものは現在佐屋と立田と佐織にあります、八開にはないわけですね。シルバー人材センターの会員さんの構成を見ても、八開の方が6人、佐織が6人見えるだけになっていますが、例えば八開地域でのシルバー人材センターの運営とかいうことはどういうふうになっているんでしょう。例えば八開で開設をしていく予定があるのかとか、メンバー的にも非常に少ないというのはニーズがないのか、あるいはセンターがないからニーズがないのかという点も含めてどういうふうを考えているのかをお尋ねします。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に私の方から、防災計画の修正の関係でございますけれど、市の防災計画におきましては、今議員申されたようにその都度修正をいたしておきまして、基本的には市の防災計画にお諮りし、承認を受けた後に修正となって加除を行っておるわけでございます。そういうような中で、年1回修正を行っておるのが現状でございます。

それで、この計画書におきましては、作成した後に市役所を初めといたしまして、市内の小・中学校とか防災の関係機関とか、また周辺自治体にも配布をいたしております。それで、この防災計画におきましては、佐屋の中央図書館を初めといたしまして、佐織と立田の体育館にも置いてございます。そういうことで、だれでもその場にて閲覧はすることができる体制となっております。

また、これの公開の関係でございますけれど、防災会議におきましても今年度より会議公開を原則といたしておきまして、傍聴も可能でございます。また、会議録につきましては、ホームページで確認することができるようになりましたので、修正等があった場合には公に公表をしておるところでございます。

○福祉部長（加賀和彦君）

シルバー人材センターの八開地区の関係でございますが、シルバーは町村より1年おくれて統合されたわけでございますが、統合以後におきまして、就業の開拓とか、それから新規会員の勧誘、これは八開地区におきましても同様に行っております。ただ、新しく事務所を設けるというところまでは至ってはおりませんが、それぞれ立田に近い人であれば立田のシルバーに、佐織に近い人であれば佐織のシルバーにそれぞれ登録をいただいて活躍をいただいているのが現状でございます。以上でございます。

○10番（真野和久君）

防災計画の修正についてですけど、防災計画ができたとき、議員は基本的にいただい

すね。ただ、その修正加除については連絡がないんですが、その辺、やっぱりやっていただけると非常にありがたいというのがあります。常にホームページをチェックするということが非常に大変ですし、そういう点でも小・中学校や関係機関には渡っているということであれば、議会等にも対応していただけるとありがたいと思いますし、防災計画そのものだけではなくて、防災意識の啓発の一環として、ぜひともこうした内容はいろんな市民の方に見ていただくと非常にいい内容がたくさん入っていますので、もう少しPRをお願いしたいというふうに思います。いかがですか。

○総務部長（水谷洋治君）

先ほどの加除の関係につきましては、私の見解がちょっと間違っていたかと思いますが、現実に加除そのものはしておりますので、今後、その点は改めをお約束させていただきたいと存じますので、いま一度お許しがいただきたいと存じます。よろしくをお願いします。

○10番（真野和久君）

よろしくをお願いします。

それとシルバー人材の方ですが、当然合併をしたわけですから、佐織とか佐屋とかそれぞれ地区ごとにとということではない部分もあるとは思いますが、実績的にこれまでなかなかなかったという点で八開の会員がないのか、あるいは通いづらからないのかということについて把握とかはされてないでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

やはり八開地区の方は、お年寄りの方でも自分の家での仕事が結構あります。そういった部分もあるのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしましても、統合してから2年しかたっておりませんので、今後も引き続いて十分PR活動なんかはさせていただくということは事務局の方も言っておりますので、そういうことでよろしくをお願いしたいと思います。

○10番（真野和久君）

土地柄ということではないと思うんですね。例えば立田地域の方でも、立田は84ですからね、センターへ通われている方が。ある意味、言い方は悪いけど掘り起こしができてないという、PRがなかなか難しいということかもしれませんが、幾ら統合したといっても、顔ぶれが地域ごとにありますので、一緒にやりづらいいのかなという点もあるかもしれないので、ぜひそういった点も含めてPRされるときに考慮してやっていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。以上で終わります。

○議長（加賀 博君）

ここで休憩をとらせていただきます。再開は3時45分からお願いいたします。

午後3時37分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

それでは、半分ずつぐらいに分けてやります。

最初の6点ですけれども、その中で実績報告の15ページの市税の不納欠損についてであります。市税も含めて全税目を合わせますと、18年度末で11億2,612万円という滞納金額があったわけですが、それで収入金額1億3,631万、そして不納欠損1億2,646万となって、さらに現年分がまた新たに発生をしているだろうと思うんですが、最初に19年度末の数字を、総額でいいですから、市税の総額と国保と介護、その三つの項目に分けて、19年度に新たに発生したものを述べていただいて、加えて年度末でどうなっているのか、ちょっと数字を最初にまず述べていただきたいと思います。

2番目の問題については、地方交付税については、予算が37億1,000万円、この数字というのは18年度決算の13%減が計上されておりましたが、実際は5%減の40億5,366万円と、当初予算と3億4,367万円違っているわけではありますが、大体毎年たくさん計上して、減り方が少し少ないというような計上になっておりましたが、これは最近の傾向としてずっとある傾向ですので、計上の仕方は実際の数字に近い数字で計上していただく必要があると思いますが、どういう考え方でこのようになっているのかということです。

それから3点目について、市長交際費については、全体として件数が40件から26件と減っていきまして、金額も半分になっていますが、これは慶弔費などの基準は変わっていないと思いますが、実際の運用はどのようにされているのか、なぜこのように半額になったのか、説明していただきたいと思います。

それから4点目は、行政事務委託料についてであります。これは広報の配布について言えば、戸別配布がまだ市内の中には何ヵ所かあると思いますが、この実態は今どうなっているのか。どこにどのぐらいあるのかということについてまず説明をしていただきたいと思います。

それから職員研修の委託と成果についてであります。職員研修については30の研修に219名が参加をしておりますが、この中でも一番参加が多いのはクレームの対応と人権同和問題、アカウントビリティー能力養成の三つであります。この内容はどのようなものだったのか、あるいは講師はどういう方がやっているのか、説明ください。

それから6点目に、固定資産税調査に伴う時間外勤務の実態についてであります。42人が従事して2,217時間、1人当たり53時間の時間外勤務となっていますが、これ最高は何時間ぐらいやってみえるのか。あるいは給与の金額にしてどういうふうな金額になっているのか、説明をしていただきたいと思います。

まずその6点について説明を受けてから、再質問いたします。

○収納課長（高木栄三君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

19年度の現年度分の未納額でございますけど、一般会計、市民税でございますけど8,628万7,072円、法人税239万3,700円、固定資産税8,887万8,181円、軽自動車税184万6,700円、合計、

一般会計 1 億7,940万5,653円です。国民健康保険税 1 億2,221万344円です。介護保険料593万3,700円、合計、現年度の未納額の繰り越しでございますけど、3 億754万9,697円になりました。先ほど議員がおっしゃった19年度の滞納繰越額 8 億6,334万5,265円と合わせますと、6 月 1 日現在、20年度の滞納分は11億7,089万4,962円です。以上です。

○企画部長（石原 光君）

それでは 2 点目の、地方交付税の予算と決算の違いについてお答えをしたいと思います。

まず予算編成時におきまして、普通交付税の見込みにつきましては、これは国が示す地方財政計画というものがございませうけれども、その中に国の対前年出口ベースというものが出てまいります。そういった出口ベースの見込みを参考にしてある程度予測をいたしまして計上しておるといのが実情でございます。平成19年度出口ベースにつきましては、対前年4.4%減という数字が示されておりました。ただし、これは出口ベースはあくまで全体としての率でありまして、実収入額との格差が当然出てまいります。

それで、ちなみに平成18年度では出口ベース、これ対前年5.9%という数字が示されておりました。これに対しまして、実収入額、決算におきましては対前年10.13という非常に大きな減収の比率といえますか、そういった状況になったというのが実際でありました。

このような状況を考慮いたしまして、平成19年度予算編成時におきましては、過大計上というのはちょっとまずい面がございますので、あまり過大計上しないという前提の中で、対前年8.5%ぐらいを、ちょっと抑えぎみに計上したというのが現状でございます。

もう一つ大きな要因が、特別交付税の関係でございまして、これは御案内のとおり合併による包括支援分が19年度につきましては予算計上 1 億5,000万円、そして通常措置分 1 億3,000万円、2 億8,000万円というものを見込み計上いたしました。そして、最終的には特別交付税、決算で 4 億3,319万7,000円という配分を受けたわけでございます。そして、この内訳といたしまして、合併による財政支援といえますか、包括的な措置分が約 1 億6,000万円、それ以外の 3 億数千万円というものが通常措置分として交付をされたという状況でございまして、端的に言いますと、その見込み以上に交付があったということで、私どもの方としては分析をしているのが現状でございます。以上です。

○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは、交際費の関係についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、交際費の運営基準についてのお尋ねでございますけれども、市の交際費におきましては、愛西市の慶弔内規を定めておりまして、その規定に基づきまして対応をさせていただいておるわけでございまして、これにおいては成果表の30ページに書かせていただきましたけど、市交際費につきましては27件ということでございます。

それから市長交際費の関係でございますけれども、市長交際費につきましては、一般的に総会とか協力金、並びに記念品代等でございます。この金額につきましては社会通念上妥当と認められる範囲内の支出を考えておりまして、あわせまして社会経済情勢等の変化も踏まえております。ちなみに、総会の祝儀におきましては 1 件当たり3,000円、また協力金につきまし

ては5,000円、記念品につきましては1万円というようなことで進めてきております。

次に、行政事務委託料の関係でございますけれど、今議員が申されましたように、基本的には市から各総代さんを経由しての配布となっております。しかしながら、合併前から町内会のおつき合いをされていない地区もございます。そういうようなところにおきましては、合併前のことを引き継ぎまして、個別に郵送で1件ずつ送っております。なお、その件数につきましては、市内全体で52件ほどございます。その内訳を申し上げますと、立田地区におきましては41件ございます。八開地区におきましては9件です。それから佐織地区におきましては2件でございます。

次に、職員の研修の関係でございますけれど、職員の研修におきましては、一般的に今議員が申されましたクレーム研修とか、アカウントビリティー能力養成講座の関係と、あと同和関係におきましては、愛西市が独自で行った研修でございます。その人権同和研修におきましては、愛知県の職員の方に講師になっていただきまして行いました。ほかのクレーム研修とかアカウントビリティー能力養成研修におきましては、外部講師の方をお願いしております。また、それ以外の研修におきましては、市町村振興協会研修センターが行います研修、また海部地区の市町村で構成いたします海部地区研修協議会等が行います研修に参加をしております。

次に、税務課の時間外の関係でございますけれど、これにおきましては19年1月から平成20年3月までということございまして、当初におきましては資産税課の職員を初め応援職員を含めまして59名で対応しておりました。仕事を進めていく中で、どうしても相手様の都合等もあって時間内にはできないというようなこともございまして、応援職員等もいたしまして時間外の実績といたしましては42人が対象となっております。時間数といたしましては2,217時間でございます。その42人のうち、管理職員につきましては20名ございまして、管理職を除く補佐以下としては22名でございます。その時間外に要しました経費といたしましては422万8,940円ということでございます。そういうようなことで御理解がいただきたいと存じます。

最高・最低というところまでは詳細に持ってきておりませんので、お許しいただきたいと思っております。

○21番（永井千年君）

それでは、まず不納欠損、滞納の問題であります。18年度末で11億2,612万だったのが11億7,089万ということで、四千数百万、またことしも滞納額がふえていると。

そこで質問なんです。特に担当課の恣意的な判断で滞納処分の停止が行われてはいけないと思うんですね。その判断基準をきちんと定めておるのではないかというやりとりをしたときに、それはケース・バイ・ケースだという話もありまして、実際に訪問活動なんかをやっている人たちが判断して行われているようでもありますけれども、その後、その判断基準というのが定められているのかどうか。實際上、どのようにされているのか。

滞納処分の停止前の所得状況というのは、それぞれどんな状況にある人たちを対象にしておるのかということの説明をいただきたいと思っております。私は、こういう納付困難者に対しては、まず何よりも減免申請を充実させて、手続をきちっと行って、いわゆる滞納が発生しないように

するという努力が最初に行われなければならないと思いますが、それらの努力が行われずに滞納を発生させておいて、後で滞納処分の停止という、手順を少し変えていただく必要があるだろうと思いますが、全体としてそのことも含めて現状認識を聞きたいと思います。

○収納担当部長（水谷 正君）

御答弁させていただきます。

滞納処分の停止の運用のあり方ということの答弁をさせていただきます。

この関係につきましては、地方税法第15条の7第1項の規定によりまして滞納処分を停止し、第5項の規定で徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができるもので、具体的に申し上げますと破産等で滞納処分をすることができる財産がない場合、また滞納処分することにより生活を窮迫するおそれがある場合、そして住んでいるところからわからない居住不明で滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合で、運用する場合につきましては個々の実態を面談により把握いたしまして、それぞれの御相談に応じている状況でございます。

以上の結果、執行停止に該当する場合や、やむを得ず不納欠損しているというのが現状でございます。

○21番（永井千年君）

滞納処分することができる財産がないときというのは、どういうふうに判断されているのでしょうか。例えば税務署などだと、銀行調査などをやって資産を確認するというのもやっているようですが、市の場合はどういうやり方をやっていますか。

○収納課長（高木栄三君）

収納課といたしましては、税務署と同じでございます。銀行調査並びに財産の所得調べも税務課の方でも確認はできますので、確認をし、それぞれ対応して、基準は国税徴収法を基本として行っておりますけど、先ほど議員がおっしゃったようにケース・バイ・ケース、人によっては生活様式もさまざまでございますので、個々に面談し、内部で検討し合っ、これは無理だろうというようなことを協議いたしまして、不納欠損にしているわけであります。

○21番（永井千年君）

それから、生活を著しく窮迫させるおそれというのは、例えば前3ヵ月の収入がどういう状況にあるのか、そして今後の3ヵ月、今後どういうふうに、収入見込みがあるのかということについては、どの程度把握をされて生活が窮迫しておるといった判断をされているのでしょうか。

○収納課長（高木栄三君）

滞納処分をすることによって生活ができなくなるようではいけませんので、お会いをし、その前に所得も十分調べてお話をするわけで、これはもう分割納付も無理だなあというのを踏まえて不納欠損にしましょうということで、個々に面談をし、収入については今後当事者とお話し合っ、前向きな考えを持ってくださいというようなことで、滞納処分をすることによって生活が著しく窮迫になってはいけませんので、そこら辺のところを十分面談して話し合っ、個々に対応しているわけであります。以上です。

○21番（永井千年君）

そういう言い方をすると非常にわかりにくい、抽象的な言葉ですので、具体的に生活保護の基準生活費、1人の場合幾ら、2人の場合幾らだとか、具体的なそういう数字があると思うんですね。その数字によって客観的に判断していくということが必要であるし、現実に困っている人たちについては、そういう基準をきちっと示していく必要があると思うんですね。それを示さないで、担当者が何か調査などによって本人にその辺を説明せずに、あなたの場合は3人家族だからこれだけの生計費はかかるので、こういうことで滞納処分の停止と判断せざるを得ないということで、きちっと相手に対しても説明をしないかんと思うんですね。そのあたりがどのように行われているのでしょうか。

○収納課長（高木栄三君）

生活保護法による最低生活費というのがあります。例えば2人家族の場合、年齢60歳から69歳、1級地の場合ですね。生活費補助第1類、飲食費、被服費とか光熱費、住宅費とか、医療費も踏まえて1世帯当たりの最低生活費、例えば16万3,270円とか、それから最低生活費に相当する金額、これは国税徴収法の76条の第1項の4号にありますけど、2人家族の場合本人10万円と配偶者4万5,000円、あと手取り額としては総支給額から所得税、社会保険料、住民税を控除したものの残りで差し押さえ可能な分をできるというようなことでお話しするときもあります。

○21番（永井千年君）

その基準を公表していただけないのでしょうか、しかるべきところで。私も資料として欲しいですけど、私が知るだけではなくて、これはやっぱり皆さんが知っていただく必要があると思いますので、その点はいかがでしょうか。

○収納担当部長（水谷 正君）

資料の提出ということでございます。全員協議会の開かれる場でお示しをさせていただきたいと考えております。

○21番（永井千年君）

全体で認識をちょっと聞いてないですけど、このように毎年毎年滞納額がふえている現状に対して、どのような認識なのか。私は最初に減免規定の充実ということが、これは本当にやらないと、せっぱ詰まったところまで来ているんじゃないかと。それをやらないとどんどんふえていくということになりかねませんので、本当に真剣な検討をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○収納課長（高木栄三君）

現年の滞納額でありますけど、18年度と比べまして19年度は3,395万1,544円の増になりました。今までは大体、すべての会計を合わせて2億7,000万前後でありましたけど、3億を突破したということで、現年の未納がことしは増大いたしました。

○21番（永井千年君）

ちょっとこればかりやっついてはいけませんから、次へ行きます。

地方交付税について、先ほど8.5%という数字も示されておりましたが、決算額で言うともっと開きがありますよね、18年度決算で言う、当初予算じゃなくて。当然予算編成のときに決算額が出ておるわけでありますので、それで言うと、先ほど言いましたような13%減ぐらの数字になっていると思いますが、もう少し実態に近づける数字で来年以降予算を組まれるという考え方はないかどうか。相変わらずこういう組み方で誤差が出てくる組まれ方をしているのか、ちょっと説明ください。

○財政課長（大鹿剛史君）

交付税の見込みに関しての再質問をいただいております。

さきに部長が申し上げましたとおり、予算編成におきまして交付税、まず普通交付税については出口ベース、そして特別交付税については出口ベースが適用できませんので、あくまで対前年に対してどの程度の見込みという形で予算編成を行っております。

もう少し適正な見込みをすべきだと、このように議員の方から御指摘をいただきました。私どもははっきり言って、今回19年度の予算編成においては適正な見込みをしたと思っております。と申し上げますのは、部長が申し上げましたとおり、出口ベースだけの数字で見込めるものではございません。実質の18年度の実績が落ちております。マイナス10.13まではとても落とせないだろうと。私どもも財源はどうしても欲しい。そこで、対前年でマイナス8.5という見込みを立てました。

これはあくまで結果としてですが、国の都合と申し上げてはなんですけれども、出てきた数字は特別交付税、普通交付税合わせてプラスで、議員御指摘のとおり13%近くアップしております。ただし、申し上げたいのは、今愛西市は、もし歳入欠陥を起こした場合に、基金、それから繰越金、そういった補正財源がございます。ただ、もしこれがない地方自治体の場合、当初予算を組んで、例えば地方交付税が3億円減ったと。それじゃあこの3億減った分はどうするんだといったら、歳出で3億の事業を削るしかないんです。であれば、我々として、特に財政担当部局としては、見込みとして過大な計上を防ぐ、そういった財政運営をしていくべきだというのが私どもの考えです。そういった財政運営を今後もやっていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○21番（永井千年君）

基金の動向にかかわらずということでしょうかね。今も言われたように、基金もあまりない津島なんかはたちどころにそういう問題があるかと思えますけど、当面愛西市の場合はまだすぐになんかそういうような事態というのは発生しないと思えますけど、そのあたりはどうでしょうか。

○財政課長（大鹿剛史君）

基金のあるなしというよりは、その時点でのそれぞれの歳入の見込みというのは、過剰な計上は避けるといった視点で見えております。以上です。

○21番（永井千年君）

それでは、行政事務委託料の個別の配布の問題でありますけれども、いただいた資料によりますと、立田が一番多くて、一番多いのは件数的には枝郷ではないかと思えますけど、枝郷地

区の場合は行政委託料が92人分計上されておりますけれども、郵送している分については未交付になっているのでしょうか。92件というと、郵送しているところも含めた人数だと思いますが、その辺はどういうふうになっているのでしょうか、実態は。

○総務部長（水谷洋治君）

この行政事務の委託料の基準というのは、行政事務委託料は年に2回の支払いでございまして、上半期におきましては4月1日現在、下半期につきましては11月1日現在の世帯数でやっております。それで、私どもの方からこの数字を総代さんにお見せするわけでございます。そうすると、地区によっては町内費の件数と私どもの件数と合わないところも多々ございます。その中におきまして、総代さんがすり合わせを求められるわけでございますが、これは個人情報等の関係もございまして、また世帯上は世帯分離をしておるんだけど、地元では1軒とかいうことがございますので、それについての世帯数におきましては、総代さんが減らしてくれと言われれば私ども減らしておりますが、基本的にはこの世帯数でやっております。

それで、今議員御質問の、通常でいうおつき合いのないところにおいては、本来でいきますと行政事務委託料として外すということも当然考えられますけれども、委託料の中にはその文書の配布だけということではございませんので、というのは文書の回覧とか広報配布、並びに行政との連絡に必要な調査ということで、当然その町内にお住まいであれば、総代さんで何のおつき合いはされていないんだけど、万一何かあった場合には私どもの方からお願いすることもございますので、本来は減らすべきというお考えもあるかもしれませんが、私たちとしては、その分については含めて支払っておるというのが現状でございまして、よろしくお願ひします。

○21番（永井千年君）

それから同和研修というのをやられたということですが、この同和研修を県を呼んでやることになった契機というのはどういうことなんでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

この関係におきましては、県の方から我々研修担当の方にもございましたし、広く理解をすすめるために、今回、2回に分けて研修を実施させていただいたということでございまして、よろしくお願ひします。

○21番（永井千年君）

特別同和をかたって何かいろいろ要求するとか、いわゆるえせ同和団体と言われるような団体もありますし、それは暴力団と関係のあるような団体もあるかと思いますが、そういうことが実際にあって、そういうことを防止しなくちゃいけないということがあったのか、まるきりそういうことなく、一般的にやっておいた方がいいだろうという程度だったのか、その辺はどうでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

今議員さん申されるように、私ども事例があつてこの研修を取り入れたわけではございませんので、よろしくお願ひします。

○21番（永井千年君）

先ほどいただいた固定資産税の調査の時間外の場合で、結局42人のうちの22名で422ということになりますと、これは100時間を超える方もあるということですよ。2,217というのは42人ですから、実際に給料を払ったこの422万8,940円の時間外勤務時間というのはどういう数字になっているのでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

2,217時間におきましては、先ほども言いましたように、管理職を含めました総数の時間数でございます。時間によりましては本当のごくお手伝いいただいた方もありますし、それぞれ時間数でいきましては400時間を超えておる職員もあるわけでございます。

○21番（永井千年君）

あと後半、できるだけ手短にやります。

生活保護の問題ですが、相談件数、19年度39人の相談があり、申請が29件で開始が23件というふうになっておりますが、この申請と相談の誤差というのは10人、申請と開始の数字の開きが6件ということになります。これらは実際の相談活動の中でどのような相談の結果、相談イコール申請とはならないとは思いますが、申請イコール開始というふうにはなっていないのか、代表的な事例でも結構ですけど、主な事例ですね。ちょっと説明していただければいいでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

相談につきましては、生活一般的な相談もございまして。例えば入院をしたんだけど、医療費の支払いに困るですとか、ひとり暮らしの方でこの先どうしたらいいだろうとか、そういったいろんな形の相談がございまして、それが必ずしも生活保護の申請とか、そういったところに結びついていくというものではありませんので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、29人の申請で23人の認定ということでございまして、申請を受けた後、いろいろ銀行等の調査等もいたしますので、そういった関係で実際の認定にまで、預金があったとか、いろんなことで決定までに至らなかったということもございまして。

○21番（永井千年君）

この申請用紙を本人が求めたけど交付しなかったという事例は、北九州なんかでもそういう話がありましたよね。念のために聞いておきますけど、そのようなことはないでしょうね。

○福祉部長（加賀和彦君）

そういうことはいたしていません。相談につきましても、こういうことで生活保護にかかれますよというようなことも十分、制度の仕組みなんかは最初の相談等ではお話をさせていただいて進めさせていただいておりますので、拒否をするとか、そういったことはございせんので、お願ひします。

○21番（永井千年君）

続いて、障害者手帳と医療費の受給者証の発行のおくれの問題について質問いたします。

この障害者手帳というのは命綱とも言えるものだと思いますが、これらや医療証などの発行が最近、県の体制のなさか何か知りませんが、相当おこなっているという現状があるだろうと思うんですね。これは障害者ですから、精神障害者の方も私は感じているんですけど、すごく不安になるんですね、こういうことがおこなれるということは。何か理由があっておこなれているのか、拒否されてしまうのではないかと、いろんな考え方が膨らみますので、そういう申請者が不安に陥らないように、もっと丁寧な、なぜおこなれるのか、期日までに間に合わないのか。現実に私が手続をやった方も、8月いっぱいにもかかわらず、いつごろになるか見通しが全くないという、はっきりしないという状況でありますので、これぜひ申請の窓口のところでも丁寧な説明をするだけでなく、文章の中でもきちんと最初に、今の申請から交付に至る経過というのはこういうふうに甚だしくおこなれておると。期日までに間に合いませんよということが、しかし間に合わなくたって不安になることはないですよきちんと理解できるようなものを交付していただく必要があると思いますが、その点はどうでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

昨年ですけど、精神障害者の手帳の交付の方で、やはり相当おこなれがあったというふうに思っております。これはどうしてかといいますと、19年4月におきまして、それまでそれぞれの保健所で発行しておりました手帳を精神保健福祉センターの方に統合をいたしました。統合いたしました結果、事務的に追いつかないということで4ヵ月近くまでかかってしまうというような事例が発生をいたしました。その後、県の方といたしましても体制を整えまして、半年後、秋ぐらいには、通常でも精神障害者の手帳の場合は2ヵ月ぐらいかかるわけでございますが、半年ぐらい後には通常の数までに戻ってきたというふうに私どもでは考えております。

精神の方の手帳につきましては、審査会を経るわけでございまして、これが月2回行われております。そういう関係で、どうしても2ヵ月前後かかってしまうというのが現状でございます。したがって、今お話しありましたように、そういったことも申請の折には周知をするように、よく窓口の職員には一度話をさせていただきます。

それから身体障害、それから知的障害につきましては、従来どおり発行ができていたということで確認をしております。以上でございます。

○21番（永井千年君）

続いて不法投棄の通報から解決に至るまでの問題について、19年度の決算で51万2,400円の不法投棄の処理代が計上されておりますけれども、例えば八開の二子町などで道路に積み上がっている、何ヵ月も積み上がった状態のままというところも目にしますけれども、実際、そのままに道路に積み上がるという状態のは一刻も早く解消しなくちゃいけないと思いますが、なぜそのように積み上がったままになっているのか、説明いただきたいと思っております。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

不法投棄のお尋ねでございますが、不法投棄につきましては地元の方から通報をいただきますと、道路上なんかですとすぐに片づけたりと、状況によりましては、悪質なものについては警察の立ち会いのもと処理をさせていただいております。

八開のあれですと、多分道路ののれのところだと思われませんが、そういうところにつきましては民地になる部分もございますので、そういうものにつきましては個人の方で片づけていただくようお願い、話はしておりますけれども、処分について困るという場合には相談をしていただければ、処分地については提供させていただくということで、個人の土地につきましてはできるだけ個人にやっていただくようお願いをさせていただいております。

○21番（永井千年君）

私、ちょっと使いなれない言葉を聞いて、「のれ」なんて言われたけど、通常だと舗装されておる部分の横にちょっと30センチか40センチ、未舗装のところがありますね。それが民有地ということかもしれませんが、実際上はそこも含めて道路として使用されている実態があるので、それも片づけていただかないといかんと思うんですが、それはできないということなんですか。のれのところに置いてあるものについては。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

その物件につきましては、私の知っている範囲ですと民地の中にあつたものをどうもそこに出されたというような経緯もございますので、八開地域振興課の方を踏まえまして処分場は提供しますというお話をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

○21番（永井千年君）

それから職員給与の格差の実態について、20年度で一部是正をされましたけれども、まだ格差が完全に全部是正されたわけではないと思いますけれど、例えば保育士さんなどの例を挙げて、具体例、どういう格差の種類が存在しているかということは、整理をされているのでしょうか。ちょっとまとまった説明を聞いたことがないものですから、どういう形で格差というのは認識されているのか、それをちょっと説明していただきたいと。

それから保育士さんの正職員と臨時職員の割合の問題であります。現在4園で、正職員が34名で臨時職員が47名の合計81名。臨時職員が人数だけで言いますと58%に達しております。特に佐織保育園は正職員5名で臨時職員13名ということで、最も臨時職員が比率的に多いところになっておりますが、この現状は、例えば臨時職員の方が休まれたりすると、特に臨時職員の多いところについては正職員の方に大変な負担になると思いますが、どういうふう担当部長として認識されているのか。もう少し正職員をふやしていくという方向で行くのか、現状追認、別にこれでもうまく回っておるからという認識なのか。ちょっと認識を教えてくださいたいと思います。

それから学校管理費の中の補助金の基準の見直し後の声についてちょっとお尋ねしますが、基準が見直されてから、各学校、親からどのような意見が届いているのか。これでもうまくいっておるから再見直しは必要ないのか。それらを受けて見直しもかけていくおつもりなのか、考え方を述べていただきたい。

それから、この基準見直し後の親の負担の変化というものはどのようになったのか、ちょっと例を挙げて説明していただきたいと思います。以上で、また再質問します。

○総務部長（水谷洋治君）

まず職員の給料の関係でございますけれど、これにおきましては合併前の旧町村の昇格とか昇給の違いがございまして、職員間に生じておったということは言うまでもございません。そういうようなことを踏まえまして、20年度と21年度の2ヵ年計画で検討をしてみたいところでございます。

それで、今回、育児休業等で休んでみえます休職者を除きました主事とか主任級の職員222名につきまして、現行の採用区分別初任給とか、また職員の在職期間等をもとに基準給料月額を定め、この基準給料月額に前歴なり、また特別昇給等を勘案して、平成20年、ことしの4月の昇給時に調整をしたところでございます。

それで、この一種の目安でございますけど、主事級の職員につきまして、この主事というのは保育職も含めておりますけれども、主事職員につきましては1級の53号給以上を受けた後の最初を昇給月に2級に格付けるということと、主任級の職員におきましては、主任級在職4年を経過した後の最初の昇給時に3級に格付をするというようなことでございます。

それで、今回の調整によりまして222名のうちで昇給した者におきましては83名、それから抑制された者、これは当然現給保障をいたしておりますけど69名、また差が生じなかった者におきましては70名の222名になります。

それで額でございますけれど、最高の是正者といたしましては3万6,200円のことがございますし、最低としては1,200円というようなことが大体主な概略でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

保育士の人数の関係でございますが、1点、ちょっとお渡しした資料の訂正をお願いしたいと思っておりますが、正職員34名ですが、佐織保育園5名のところ6名でございまして35名ということで、よろしく願いいたします。

臨時職員47名ということでございますが、臨時職員の47名につきましては延べ人数でございまして、この47人が毎日いるというわけではなくて、パートさん、臨時の職員の方につきましては扶養の関係ですとかいろんな条件、1日とか2日とか、そういった少ない日数しか働けないとか、いろんな条件がございまして、実人員でいきますとこれよりうんと少なくなる状況でございまして。

臨時職員の関係につきましては、障害児の加配の関係、それからクラスの補助、それから週休、産休、育休等の代替え、そういった形で臨時職員に対応していただいておりますが、私どもとしましてはクラス担任につきましては常勤職員でいきたいと、基本的にはそういう考えを持ってございますが、急な退職というようなこともありますので、そういかない場合もありますが、基本的にはクラス担任は常勤でいきたいと思っております。

○教育部長（藤松岳文君）

私の方から、補助金の関係についてお答えさせていただきますが、平成19年度より補助金の基準を児童・生徒割といたしました。例えば児童・生徒芸術鑑賞補助金につきましては、従来の定額補助から最低額が10万円として、児童1人当たり420円と掛けたものとを比べまして交

付をいたしておるところでございます。

それで事例を挙げてということでございますので、ちょっとピックアップしてわかりやすく申し上げたいと思いますが……。

○21番（永井千年君）

事例を挙げてとは言っていない。どういう声が改正後届いているかということを知っているんです。

○教育部長（藤松岳文君）

その件につきましては、現段階では声は私どもの方には聞いておらないのが現状でございます。

児童の1人当たりの負担額はよろしいですか。

○21番（永井千年君）

親の負担の増減。

○教育部長（藤松岳文君）

佐屋小学校では、19年度劇団を呼ばれまして、19年度420円の負担となっております。ちなみに18年度は685円でございます。立田北部につきましては、同じく劇団を呼んでみえます。19年度は465円でございます。18年度は434円の負担となっております。草平小学校では、和太鼓の演奏をお願いしまして、19年度は380円、18年度は462円。

中学校ですと、永和中学校で鼓弓の演奏をお願いしまして、19年度が240円、18年度が322円の負担となっております。佐織西中学校では、中国民族芸をお呼びになりまして、児童負担が19年度は241円、18年度は186円となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○21番（永井千年君）

職員の格差是正について上がった人、下がった人、変化のない人、今報告されましたけれども、職員からの異議申し立ては出ているのでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

職員からの異議申し立てということではございませんが、額の大きい方におきましては事前に私どもの方から職員と面談の上、お話をさせていただいておりまして、きちんと異議申し立てということは、私どもの方には現在のところ来ていないのが現状でございます。

○21番（永井千年君）

それから保育士さん、今のようにそれぞれ細かく対応していただいているということですが、いわゆる穴があいちゃうという実態は最近はないのでしょうか。よそのところだと、臨時から臨時で、2ヵ月勤めて2週間あけて、2ヵ月勤めると2週間の穴があいちゃって、市が全然対応してくれないという訴えを聞いたことがあるんですけど、愛西市の場合はそういうことはないのでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

2週間あいちゃったということがどういうことかちょっとわかりませんが、私どもとしてはそういうふうではなくて、きちっとローテーションを組んで非常勤の方にも勤めていただい

ております。

○21番（永井千年君）

だから、そういう穴があくというのか、体制がとれない、人数がその間だけ減っちゃうというような期間が放置されるということはないんですねとっております。はい、わかりました。

それで、この補助金の見直しの問題について、今後についてはこれらの親の負担が上がったところ、下がったところ、いろいろあると思いますけれど、今後見直していくという考え方はないのでしょうか。そのまま現状でうまくいっているから、そのまま続けるということなのか、それだけ確認してください。終わります。

○教育部長（藤松岳文君）

これからもいろいろな場面を見ながら検討し、変更をしていくものだと思っております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・認定第2号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第13・認定第2号：平成19年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

ここで皆さん方にお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は55分からお願いいたします。

午後4時43分 休憩

午後4時55分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・認定第3号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第14・認定第3号：平成19年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

19年度末で国保の滞納世帯が1,196世帯、加入世帯の10.1%で、5億3,993万円と。これは滞納額全体の49%になっていますが、そして短期証も滞納世帯の22.4%、5件に1件は短期証が出されておって268世帯、こういう状態で、各種の税金・保険料の中でも国保税というのは本当に大きな数字になっていますが、具体的に滞納を解決する相談の中で、各税目とほかの税目の関係について、単にこれだけではなくて、例えば所得税の滞納があったり、いろいろすると思いますが、実際にどういう相談をしてみえるのか、どの税目を優先して納めるようにしてみえるのか。平均的に他の税目も同じように支払うような計画になっているのか、ちょっと具体的な納税相談のあり方について説明をしていただきたいと思うんです。

特に先ほども議論になりました生活費に大きな影響が出る滞納者に対して、この国保税についてはどのような対応をしているのか、説明をいただきたいというふうに思います。

それで、国保税については、医療費の窓口減免がこの4月1日から制度として20年度からやられておるわけでありましたが、保険料を払うか医療費を払うかと、両方払えないという、実際に病気になっている人たちというのは非常に大変な状況になると思いますが、具体的にそういう形で、すぐに治療を要する滞納者に対してどのような対応をしてみえるのか、説明をいただきたいと思います。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

まず国保税の滞納につきましてお話をさせていただきます。

国保税の滞納につきましては窓口でそれぞれ相談をさせていただいておりますが、その相談内容によりましては分納で納めていただくというようなお話もさせていただいております。

ここの相談を受けた中で、19年度分納にさせていただいた方が133名、分納をお願いをさせていただいております。

先ほど医療費の一部負担の減免のお話が出ましたけれども、こちらにつきましては今年度からということなので、この制度につきましては事前に窓口で相談に来ていただきまして、そこで証明書を出させていただきます。その証明を持って医師にかかってくるという制度でございますので、今言われましたように生活の困窮者、本当に困って見える方についてはなかなか利用がしていただけないかなとは思っておりますが、そのような制度でございますので、御理解いただきたいと思います。

○21番（永井千年君）

実際に滞納しておって病気になっちゃったという人に対して、どういうふうに相談に乗って見えるのかということを知っているんです。

○市民生活・保健部長（加藤久夫君）

今現在におきましては、短期証の発行をさせていただいております。資格証については発行させていただいておりませんので、短期証で医療にはかかっただけですので、その中で対

応していただきたいと思っております。

○21番（永井千年君）

入院の場合はどういうふうにしてみえるんですか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

入院の場合はどうかというお尋ねでございます。基本的には、入院も入院外も対応としては同じでございます。また、入院の場合ですと自己負担額がちょうど限度額いっぱいだとまるという制度もございますので、そういった制度も活用していただいております。

○21番（永井千年君）

限度額の証明書の発行については、現在滞納であるかどうかというようなことを問題にするということはないですね。滞納がどれだけあったとしても、限度額の証明書はちゃんと発行するというところで間違いありませんね。

○保険年金課長（水谷辰也君）

限度額の証明書の発行の要件の中に、滞納がある場合はこれを発行しないという要件がございます。

○21番（永井千年君）

だから、先ほど滞納がある方が入院する場合はどうするんですかという話をしているんですよ。手術をしたら80万とか100万かかるわけでしょう。

○保険年金課長（水谷辰也君）

そういった場合、当然自己負担が高額になるということでございますので、国民健康保険の連合会の方で貸し付けの制度がございます。自己負担に相当する部分の約9割の貸し付けを受けることができますので、そちらの方を御活用いただくようお願いをしております。

○21番（永井千年君）

そうしますと、今の話だと滞納があれば限度額の発行はしないということになりますと、実際に私も去年手術したんですけれども、90万近いお金がかかったんですが、事前に限度額の発行の証明書をもって入りましたから9万円そこそこで済んだわけなんですけれども、そういう方は払えないですね。だから、病院に結局滞納となるという、お願いするという形になるんですか、今の話で。

○保険年金課長（水谷辰也君）

自己負担の限度額証を事前に発行したとしても、あるいは発行せずに、私が今申し上げた貸し付けの制度を御利用いただくにしても、自己負担相当で払っていただく額は変わりはないと考えております。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第4号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第15・認定第4号：平成19年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・認定第5号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第16・認定第5号：平成19年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・認定第6号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第17・認定第6号：平成19年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

今、それぞれの地区、立田地区が来年3月で最後の工区が完成をして供用開始になりますと、立田と八開の両地区については全地区完成ということになりますけれど、現状で立田の管理組合が担っている業務、それから八開の管理組合が担っている業務、佐屋の管理組合のやり方、それぞれ違うと思いますが、逆に職員が担っている業務ですね。それぞれ八開地区において担っている業務、立田地区において担っている業務、今現状はどのような違いがあるのか。

そして、これで立田、八開両地区完成後については、管理方式も含めて検討の余地があるということは以前にも説明があったと思いますが、これらの違いを一本化の方向で改善をしていくという検討をされるということだろうと思いますが、現在のところ、どういう案を持っているのか。複数の案を持っているなら、この複数の案を説明していただきたいというふうに思いますが、これも十分時間をかけて議論をしなくちゃいけないと思いますが、いきなり各地区の推進協議会に提案をして、ちょこちょこ1時間ぐらい、二、三質疑応答をして決めてしまうというやり方だけはやっぱり避けた方がいいと思うんですよね。やっぱり十分時間をかけて議論をしていく必要があると思いますが、そのためには早目にそれらの改善方法についても、来

年の4月から行うやり方を秋の11月や12月に提案するということでは、余りにも直近になってしまいますので、そういうふうじゃなくて提案をしていただきたいと思います、現在のところ、どのような考え方をお持ちでしょうか。19年度の決算を踏まえて説明していただきたいと思います。

#### ○上下水道部長（飯田十志博君）

今後の管理の運営について、現在、佐屋、立田、佐織、そして八開とそれぞれコミプラを含めまして各処理施設ございまして、その中で佐屋、立田につきましては各管理組合で管理をしていただいております。八開については、市の方で管理をさせていただいております。

それで、市の職員がどういうことをやっているかということですが、市としましては、佐屋、立田の指定管理者の円滑な運営指導、それから納付書の発行、それから処理施設の保守点検、水質検査、それから処理場管路施設の異常、故障等の緊急時の対応、そして宅内排水施設工事の承認と検査、あと中途加入工事の検査、それから接続向上普及啓発等、それぞれ各管理組合とタイアップして、本来の事業目的であります地域の環境整備を図っているというのが現状でございます。

今後の管理方式につきましては、以前からも御質問等ございまして、現在のところ、指定管理者方式であります各管理組合でお願いしているのと、八開で行っております市の管理方式、それぞれ異なった方式でございますが、いずれかはどちらかに統一をしていかなければならないとは考えておりますし、議員の方もそう思われると思っております。このことにつきましては、八開の方での推進協議会等でもお話をしておりますが、各管理組合での管理ということで現在進めているところでございます。よろしく申し上げます。

#### ○21番（永井千年君）

ちょっと公式的な説明だったと思いますけれど、いわゆる違いね。八開を担当している職員の皆さんがやられていることと、立田や佐屋を担当してみえる方のやられている業務、どこが違うんだということをおわかりやすく説明していただけないでしょうか、もう一度。

#### ○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

立田と八開の違いでございますが、簡単に言いますと収納の関係のみでございます。納付書の発行等につきましては各地区の管理組合、八開におきましても各組合の方に発送してございますので、収納の関係のみだと私は理解しております。あと若干あれば、地区の関係の除草をやってみえる地区もございまして、草取り等のみだと思っております。

#### ○21番（永井千年君）

収納の関係のみ、例えば通帳を管理組合が管理して、直接管理はしてないですけど、八開の場合は直接入ということですよ。管理組合が通帳を持ったりはしてないわけだから、絶えず収納状況というのは正確につかんでいると。だけど、管理組合が収納業務をやっている場合は、市の方は実際今収納状況がどうだということを、最も新しい状況からちょっとおくれるという、会計さんといろいろ連絡したりとか、通帳を見たりして、あるいは農協からの通知、落ちたか落ちないかというのちょっとおくれるわけですから、そこにタイムラグがあるとい

うのか、そこが八開とは違うところだろうと思うんですけど、その辺は実際の業務をやっていく上でどういうふうに思ってみえるんでしょうか、今の状況については。

○農業集落排水担当課長（鈴木幸雄君）

今御質問がありました収納状況でございますが、この20年度、立田地区におきましてはシステムの変更をしてございます。これは佐屋地区と同様に、簡単に言えば消し込みといたしておかしいですけど、コンピューターによる消し込みでございます。それに伴いまして、平成20年度におきましてはどの方が入っていないか、名前をお尋ねがあれば答えられるような状況になっております。また、八開の方につきましては、当然市で管理でございますので、市の会計室でございますが、そちらの方からこちらへ伝票が回ってくるのには1週間ほどかかりますので、そこで若干タイムラグがございますが、未収の関係につきましてはこちらの方で当然集中して落ちた落ちないの確認ができてございます。また、消し込み方式をとっておりますので、収納簿による消し込みでございますので、そちらの方に領収印を押して把握してございますので、平成20年度からにおきましては佐屋、立田、八開、そう格差はないと思います。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・認定第7号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第18・認定第7号：平成19年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第8号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第19・認定第8号：平成19年度愛西市水道事業決算認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・報告第1号（質疑）

○議長（加賀 博君）

次に、日程第20・報告第1号：平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・吉川三津子議員、どうぞ。

○5番（吉川三津子君）

報告第1号につきまして質問させていただきます。

健全化法ができて、初めてこの数値の発表を市民の方にもされるということになると思いますが、マスコミ報道によれば、横浜市の市長からの強い要望で、発表寸前に指数の計算式に都市計画税を含めるなど大都市に有利な計算式となって、実質公債費比率が10ポイント以上も下がった自治体もあると聞いております。愛西市のこうした順位も、8月の広報では今いい数字だということで順位も書かれていたんですけれども、大きく後退したのではないかとこのように思っております。

この指数の持つ意味は一体何だろうということを最近思っておるんですけれども、連結実質赤字比率の基準においては、実質赤字比率に5%を足しただけとか、そういったことで、一体この指数の意味は、私にとっては大変疑問です。

裏を返せば、都市計画税を導入すれば簡単にこの指数が変わってしまうということで、愛西市としてこの数値をどのように市民に知らせていくのか。単にこの指数を市民に示しただけで、健全かどうかという判断はできないんじゃないかというふうに思っているんですけれども、どのように市民にこの数値を知らせていくのか、1点お聞かせいただきたいと思っております。

また、この数値を市当局として財政運営の中でどのように活用されていくのか、2点お伺いしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

それでは、2点について順次お答えをさせていただきます。

まず市民の皆さん方への周知の方法でございますけれども、市民の皆さん方への公表につきましては、この本9月議会が終わった時点で、一応ホームページにアップする予定でおりますし、広報の関係につきましては、11月号に、今回御審議いただいております決算状況とあわせて広報に掲載し、公表させていただくという予定で進めていく考えでおります。

次に、この数値は財政運営にどのように使っていくかという御質問でございますけれども、今回の制度改正は、ちょっと内容に触れて申し上げますと、一般会計ではありません。すべての会計、それから一部事務組合、公社等の団体も対象範囲とされております。それから単年度のみの財政指標ではありません。いわゆる将来負担の大きさをはかるストック指標が取り入れられたこと。これは、私個人ですけれども、これが一番大きな目玉といいますか、将来負担の比率の上では大切な指標ではなかろうかというふうに思っております。それから早期健全化基準による財政の早期是正機能を持ったこと。特徴としては、こういったものが上げられるというふうに理解しております。

そして、今後一斉にそれぞれの各市町村、各自治体も数値が公表されてくると思っておりますが、

単に他の自治体との比較という部分だけではなくて、愛西市の財政状況、いわゆる持続可能な財政運営をしていくための当然これは判断材料の一つとして活用していくものというふうを考えておりますし、これは毎年毎年こういった数値が決算の状況を踏まえた中で示されていくこととなりますけれども、毎年毎年一つ一つ検証していくことが大切ではなかろうかというような認識でおります。以上です。

○5番（吉川三津子君）

指標を活用していくという部分で、その数値をどういうふうに見きわめていくのかということが大変私としては重要ではないかというふうを考えております。先ほど言われたように、他の自治体と比較してと言われても、各市町村、人口の推移、それから高齢化率、産業等によって大変状況が違ってまいりますので、他の自治体との比較ということでは、私ほうのみにしてはいけないただろうなというふうに思っております。

この間、先ほども申しあげましたように、市当局が今健全だとおっしゃっています。私も数値に関しては健全だというふうに思っておりますが、これが将来にわたって健全かと。3年先、5年先、10年先、やはりそこを見越して健全な数値なのかといった場合、私は楽観視はしておりません。市の財政の主要部分というのは、税収と地方交付税が補い合って構成されているわけですが、今、国の制度というのが交付税額が減少、そして地方財政対策の削減ということで向かっております。税収がふえないまま、標準財政規模の縮小となっていくというふうに私は思っております。

こうしたことは、不交付団体では起きなくて、交付税に頼っている、依存度の割合が高い自治体ほど大きな影響を受けることは予測ができることだと思っております。この4指標は、歳出削減努力とは関係なく、国のいろんな手当てで変動してもらい、努力とは関係なくて、自動的に悪化していく指標であるというふうに私は考えております。簡単に言えば、国のさじかげんでよくも悪くもなる指標だろうというふうに考えております。

愛西市の人口は、平成13年に、合併前の合計ですけれども6万6,803人だったのが、平成19年では6万6,287名と、6年で500名の減少となっています。それ以上に多分納税者の人口というのは減少が進んでいるのではないかと考えているんですけれども、1人当たりの投資的経費についても7万6,000円から4万3,000円に減っております。1人当たりの標準財政規模というものも20万7,000円から19万3,000円に減っております。一般会計の地方債残高については、1人当たり13万6,000円から26万円と、約倍にふえているということで、どんどん1人当たりの使える税金の金額が減って、借金がどんどんふえているということで、1人当たり換算するといい状況には進んでいないというふうに判断しております。

ですから、この数値を単に発表するのではなくて、今までの愛西市の財政の状況の発表も、総額というふうで発表がされてきました。人口が右肩上がりですべていっているときは、それでいいと思います。でも、今人口が減少してきた段階におきましては、やはり1人当たりどうなのかというのが大きな、今財政がどうなっているかというところの目安になっていくんじゃないかと思っておりますので、財政状況とか、社会的背景に合った市民への説明を求めています。

たいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○財政課長（大鹿剛史君）

今回の健全化判断比率の性格について、議員御指摘のとおりで、これ四つの指標すべて標準財政規模というのが分母に入ってきます。これが議員御指摘されたように、国のさじかげんという部分ではおっしゃるとおりでございます。当然交付税しかり、先ほど答弁もいたしました、いわゆる私どもの一般財源として入る国からのもの、この部分が分母にあることがまず一つ大きな要因です。

ただし、私どもとしては、今交付税を受けておる団体、いわゆる交付団体として財政運営をやっていく。その中において、持続な財政運営という一つの目標を持っております。その時点で目安にするのが財政指標で、集中改革プランにおいては経常収支比率、それから実質公債費比率、それと基金残高、その三つをまず上げております。今回、こういった健全化判断比率というものが出てきた。これ、それぞれ国のさじかげんとはいっても、現実に行われておる行政の財政の実態でございます。それに対して柔軟に対応していくというのが、今私どもに求められておることだと思っております。

議員御指摘されましたように、1人当たりの数字というのも一つの考え方だと思っております。ただし、それだけで果たしていいものかと。1人当たりだけで考えていったときに、借金が幾らで貯金が幾ら、その差がどうだというのがわかりやすいものなのか、この辺は私ども検討はしていきたいと。なおかつ、今財政に関して言えば、長所として、今の時点で借金が少ない、そういった点で非常に愛西市としてはいい意味があると。交付団体であるということは自前でやっていく財政力については若干乏しいと。この2点というのは、当然長所と短所であって、その部分をどういうふうに関後財政運営の中で考えていくかがポイントだというふうに思っております。

ですから、そういった点を市民の皆さんにどのようにわかりやすく公表していくか、これは今後検討させていただきたいと思っております。以上です。

○5番（吉川三津子君）

ありがとうございます。

私も、1人当たりのというだけじゃなくて、さらに難しい行政用語だと、なかなか市民の方には状況がわかりにくいと思います。ですから、今のに加えてもう少し、うちの家計ならばどうなのかとか、そんな形でわかりやすく、また1人当たりどうなのかとか、そういうのも多分市民の方にはとても身近になる数値だと思いますので、御検討いただきたいと思います。

先ほどから私は楽観視していないことを何度も申し上げました。それは交付団体であり、国のさじかげん一つでよくも悪くもなる。政治の成り行きによって愛西市はどうなっていくかわからないというところに乗っているという部分で、ぜひ慎重に行財政のチェック、運営をしていただきたいと思いますということを願っております。終わります。

○議長（加賀 博君）

次に、14番・小沢照子議員、どうぞ。

○14番（小沢照子君）

報告第1号につきまして、ただいまの質疑と重複する内容があるかと存じますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、法律ができて初めて平成19年度決算から議会に報告されましたが、ただいまも出ておりましたが、これを市民の皆さんにどのような形、手段、時期、内容等でございますが、どのように公表されるのかが1点と、これは全国の比率の公表もされるのかをお伺いいたします。

○企画部長（石原 光君）

それでは、小沢議員さんの方から2点について御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず1点の市民の皆さんへの公表の関係でございますが、先ほど吉川議員さんの方へもお答えをしておりますように、この議会が終わりましたら即時ホームページの方にアップをしていきたいと。それと、11月広報には決算の状況とあわせて中でこの判断比率も公表していく予定で今後進めていきたいと考えております。

それから全国比率の公表の関係でございますけれども、国の公表スケジュールについて若干触れさせていただきたいと思っております。

総務省の予定では、現在、各自治体が報告しております数値を9月末に暫定値として公表するというのを聞いております。そして、今回初めての制度の導入ということで、新たな指標でございますので、その算定に当たって用いる係数の解釈と、あるいは内容確認の後の、これは10月末までに修正があれば、各自治体は県を通じて総務大臣に報告しなさいと、こんなようなスケジュールが立てられております。そして、11月末ごろに総務省が確定値として全国の自治体の判断比率というものを一斉に公表する予定になっておると、こういったようなことを現時点では聞き及んでおりますので、それをもって答弁とかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○14番（小沢照子君）

ただいまの公表の件でございます。もう一度お願いをしておきたいと思っておりますが、これは市のホームページや広報等という御答弁でございましたが、公表する側と受ける側にはそれぞれ温度差があるわけでございます。受ける側にもそれぞれの温度差がございます。これは、住民の皆様のお話を伺っておると、常に感じることでございますので、今回の公表につきまして、項目や数字をぼんと掲載するようなやり方ではなく、手数がかかりますが、市民の皆様にわかりやすい言葉で一つ一つ説明を加えたもので公表をしていただきたいと思いますと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

先ほど財政課長も申し上げておりますように、今小沢議員さんおっしゃるように、ややもすると行政用語といいますか、専門用語を使う形になっちゃいますので、できる限り御指摘をいただきました分について、内部的によく検討した上で、わかりやすい表示の仕方といいますか、

説明の仕方というものを、財政課内部でよく検討した上で進めてまいりたいというふうに考えております。

○14番（小沢照子君）

よろしくお願いたします。

ただいまの御答弁の中で、係数の解釈、それから内容確認という御答弁がございましたが、これはどこでやるのでしょうか。

○財政課長（大鹿剛史君）

今回の指標の基本的な数値は、決算統計に基づいて各自治体が算出をしております。6月の時点で決算統計の方、県を通しまして今ヒアリングが終わって、一応固まって、今回決算の形をとっております。決算統計自体に関しては、今度県の方から国の方に上がってまいります。その際に、国の方が決算統計の数値の確認とあわせて、今回の健全化判断比率の係数に使ったものが適当であるかどうか、その辺の解釈というものを県と国とでヒアリングを行っていく。その際に出てきた、全国各地でいろいろ取り扱いがどうもばらつきが解釈によってあるようがございます。それによって国の方が統一した指示が出れば、それぞれの自治体は修正をしていくと、そんなようなふうに聞いております。以上でございます。

○14番（小沢照子君）

そういたしますと、この2段構えの公表ということを感じるわけですが、1回目、9月末、これは確定ではなく暫定値ということになりますか。

○財政課長（大鹿剛史君）

国からいただいておりますスケジュール表によりますと、総務省では9月末の指標はあくまで暫定値の公表というふうに記載がされております。

○14番（小沢照子君）

そういたしましたら、議会に報告をいただきました数値は確定ではない可能性がございますね。

○財政課長（大鹿剛史君）

私どもの方といたしましては、当然その計数の中身については監査委員さんの方にも審査を受けております。その数値については、間違いはないと思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、今回の判断比率の用いる係数の適否、そういった部分、記載要領で非常に解釈に、細かい解釈のところいろいろ問題点も出ておるかに聞いております。そういった点で、9月末の段階では、あくまで県の取りまとめ段階であって、国の方は暫定値であると。その後、国の方の中身の最終確認が終わって、決算統計の数値も固まった段階で初めて確定値という表現を総務省はとっておるものと解釈をしております。以上です。

○14番（小沢照子君）

そういたしますと、この報告第1号の存在はどうなりますか。

○財政課長（大鹿剛史君）

この報告に関しましては、同じく健全化法の方で、この時点で議会の方に報告をなさいと

いうふうに出ております。ですから、それに基づいて報告をいたします。当然、この先修正等があれば、議会の方には何らかの形で修正の内容の御報告をさせていただくということになると思っております。

○14番（小沢照子君）

そういたしますと、市のホームページは9月にアップされるということでございますが、暫定値でございますね、そういたしますと。それでは、わかりやすい言葉で言いますと、この報告第1号は差しかえの可能性があるということでございますか。

○企画部長（石原 光君）

差しかえという、今後一応県の方の、先ほど財政課長が申し上げたとらえ方ですね。そういったものが実際、愛西市に対してこういったその一つの計数が報告されたんだけど、こういった解釈によってこの部分について修正をかけなさいというような指摘があるのかどうかについてちょっとわかりませんが、先ほど課長が申し上げましたように、これは健全化法に基づいて議会へ報告・公表という形の中で進めさせていただいております。もしそういうような形があれば、当然議会の方へ報告したという経緯の中で、再度皆さん方にきちっとしたものを報告させていただくということになるのではなからうかというふうに、現時点としては考えております。

○14番（小沢照子君）

あくまでもこの9月議会でお示しになった指標は暫定値であるわけですね。確定値ではないということですね。

○企画部長（石原 光君）

今課長の方から再三スケジュールのことも含めて、あくまでも総務省の見解というのは、この9月に報告したのは暫定値というようなとらえ方をしておるのは事実でございます。ただ、私の方としては、今課長が申し上げましたように、決算統計数字というものをきちっと分析した中で、監査委員さんの方にもきちっと御説明申し上げて、現時点で分析した結果を判断比率という形で御報告申し上げておりますので、今小沢議員さんおっしゃるように、暫定値であるかというふうに区分けをするということになると、総務省の見解で申せば暫定値というようなとらえ方もできると思います。

○14番（小沢照子君）

わかりました。

話題を変えますが、先般、総合斎苑建設に絡んでビラ、チラシがまかれました。そのビラの内容の、例えば愛西市が第二の夕張云々等の記載を見られて、市民の皆さんが大変心配をしておられます。安心・安全を目指すまちづくりが逆に住民の皆さんに御心配をおかけしているわけでございます。

今般、監査委員さんから市の財政が健全な状況にあると認められた旨の審査意見書が示されましたので、ビラやチラシとまでは申しませんが、インパクトのある公表の仕方と、そして行政側、特に市長、財政の健全化は住民の皆さんの望むところでございますので、どうか胸を張

って、自信を持って行財政を進めていただきたいと思います。市長のお考えをお聞きして質問を終わりたいと思います。

○市長（八木忠男君）

お答えをさせていただきます。

まさに財政の面はいろんな御意見、お立場でお一人お一人、それぞれの御意見を承っているわけでありましてけれども、すべての皆さんの御意見どおりにいくべきことでもありません。これはほかの施策でもそうであります。私ども御提案申し上げ、きちっとした考え方の中で進めてまいりたいと思っております。

○議長（加賀 博君）

次に、21番・永井千年議員、どうぞ。

○21番（永井千年君）

私は、監査委員さんの審査意見書についてちょっとお尋ねをしますけれど、この審査意見書を読みますと、赤字は発生していないので健全、下回っており健全、基準に触れることなく健全な状態、資金不足は発生していないので健全と、簡潔な表現で審査意見書がついておりますけれど、いわゆる下回っているかどうかとか、不足しているかどうかというだけではなくて、その中途の数字ですね。基準値からどの程度離れておるのか、近いのかというようなことも含めて、監査委員さんは当然初めてのことでありますので、勉強会などもしてみえるだろうと思っておりますけれど、これは監査委員に聞けばいいんですかね、だれに聞けばいいんですかね。その評価の仕方の問題について何か、そうした文章や学習の機会に示されたような資料というものはあるかどうか、ちょっと説明をしていただきたいと思いますと思うんですが。

○監査委員事務局長（山田重夫君）

今般、19年度決算から御承知のように出されました。私ども、この監査委員さんと詰める中での意見を非常に四苦八苦いたしました。御質問のように、どんな内容で表現するのがいいかということ、尾張地区の担当局長レベルでまず話し合いもしました。それぞれスタンスがあるだろうということ、健全化の法律に関するそれぞれ第3章の第22条の第1項にありますが、付された数値に対しての意見を出す。御質問のあった途中経過ということでしょうけど、やはりことしはまず、私ども腑に落ちないところも監査委員さんと同調していますが、出された数値に対しての意見をまず出そうということで、やはり中身分析云々は特に公債費比率と将来負担比率、このところは本当に専門分野になりますが、ここが夕張市みたいな事例がないような比率でありますので、そういったところも重点的に審査を加えなきゃいかんという意識は持ちました。

結果として、赤字と連結の二つに関しては、結果でまず意見を出そうと。3番目の公債費比率と将来負担に関しては数値が出ているので、この基準以下のどのあたりに位置があるか。そこで5分の1ぐらいの数値と1割ぐらい、その割合が正しいかどうか、健全かどうかという比率の基準はまたことしはないんですね。で、5分の1、あるいは10分の1というレベルを健全であるというふうなことしはまず推しはかろうという意見でまとまった次第であります。以上

です。

○21番（永井千年君）

国の考え方として、今の話で5分の1は健全、2分の1はどうだとか、超健全だとか、並みの健全だとか、そういうことが示されてくるんですか。ちょっと今の意味があまりよくわからなかったんですが。

○監査委員事務局長（山田重夫君）

私は超と申し上げずに、そういう聞き取れたなら、超という表現はしませんでした。目安として、5分の1、10分の1云々は、まず基準としてとる必要があるかなという考え方を持っているだけで、途中経過云々という分析では、私ども意見はまとめておりません。以上です。

○21番（永井千年君）

それで、財政の問題というのは単年度ではなくて、どのように経過をしてきているのかと。愛西市でいえば17年、18年、19年、20年というふうに、どういうふうに変化してきているかという変化を見るというのが非常に大きいと思うんですよね。その点は、この問題についてはどのような考え方で今後されるのでしょうか。

○財政課長（大鹿剛史君）

議員御指摘のとおりでございます。財政指標というのは単年だけで見るものではございません。今回の健全化判断比率についても、正直、財政当局の方、今回出た数値がいいのか悪いのか、今聞かれても、私のお答えのしようがございません。ただ、財政再生基準にはまだほど遠い数字であるという、その部分だけでございます。

一番問題になるのは、19年の決算に関してこういう数値が出た。今後、20年、21年、ずうっとこの方式で数字をやっていったときに、どういうふうに推移していくか、その部分が一番のポイントだと思っております。以上です。

○21番（永井千年君）

これは、将来という話がありましたけれども、17年以来、過去からさかのぼって経緯を見るということはされないんですか。例えば17年からとか。さかのぼった場合、17年はどうだったかとかね。

○財政課長（大鹿剛史君）

これ新しい指標でして、特に将来負担比率についてすべてのそういったデータというのが非常に集めにくいんです。前に何度も議会の方で、17年の数字で置き直してどうだというような御指摘もいただきました。あの当時、この記載要領も固まっていなかった。それプラス、外の数字の情報というのがこちらも拾いようがなかった、そういった点がございます。ですから、今の時点で過去にさかのぼってその数値を算出する考えはございません。当然、過去にさかのぼっても意味がございませんので、私どもとしては今始まったこの19年の数字から、今後の先の考えの方を重視していくべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（加賀 博君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・委員会付託について

○議長（加賀 博君）

次に、日程第21・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第35号から議案第44号、認定第1号から認定第8号、陳情第11号から陳情第17号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月11日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会といたします。御苦労さまでした。

午後 5 時46分 散会

